

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第12期第1回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会
2 開催日時	令和8年8月5日(水) 14:00～15:30
3 開催場所	河内長野市役所4階 401会議室
4 会議の概要	① 令和7年度の協働の取り組みについて(報告) ② 多様な主体を巻き込むための仕組みづくりについて ③ その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) まちづくり推進課 (内線 407)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第12期第1回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 会議録

日 時：令和8年8月5日(水)14時～15時30分

会 場：河内長野市役所4階 401会議室

出席委員：高比良、裕、久、日備野、安井、吉田

事務局：松谷、出水、河野、安田

1. 開 会

2. 案 件

- ① 令和7年度の協働の取り組みについて（報告）
- ② 多様な主体を巻き込むための仕組みづくりについて
- ③ その他

3. 開 会

- ① 開会、委嘱について
委嘱状交付
西口副市長挨拶
- ② 委員・職員紹介
各委員による自己紹介
事務局職員紹介
- ③ 本懇談会について
事前資料に基づいて事務局説明
- ④ 会長、副会長について
会長に久隆浩氏、副会長に岡島克樹氏を選出

4. 案件

- ① 令和7年度の協働の取り組みについて（報告）

※資料に基づき事務局説明

久会長：ありがとうございます。何かご質問がございましたら、ご発言いただければと思います。本日初めてという方もおられますので、本当に些細なご質問等でもいいのですが、いかがでしょうか。私から、教えていただきたいのですが、テラスは委員さんも関わっていただいているということで活動されているのですが、昨年度どういう方が使って、どんな展開があったのか。もう少し具体的な部分がわか

ればと思うのですが。

事務局：美加の台地域のまちづくりは、南花台での取組を横展開する形で、昨年度からスタートしています。その取組の一環として、美加の台地域にあるデイリーカーナート・ハヤシ美加の台店の空きテナントを活用し、昨年８月から地域拠点を開いています。

昨年度の取り組みとしては試行的な活動を色々と展開をしております、地域活動団体に利用していただいたり、子どもや地域のつながりづくりを重点的に活動させていただいております。

今年度につきましては、10月末までに整備をして、正式に活動拠点としてスタートする予定でございます。

久会長：中心となっているのは、まちづくり協議会のメンバーでしょうか。それとも、これまで組織や既存の団体に参加してこなかった方々も、さまざまな形で関わっておられるのでしょうか。

事務局：まちづくり協議会の方にももちろんご協力はいただいておりますが、あまり組織既存の団体には囚われずに地域全体的にまちづくりを進めているところです。

久会長：南花台・美加の台はそういう形で基本関わっていただいておりますが、地域で自主的にやっていたのは楠小学校「つながろ会」その同じような活動かなと思っていますし、いつも見させていただいております。

委員：市民公益活動支援補助金というのがあるが、財源はどこから。

事務局：財源についてはふるさと納税等を含めた基金を使っています。ふるさと納税で市民活動を選んでいただいた方に対して、マッチングギフトとして市からも同額を拠出し、それを基金として積み立てているのですが、そこから拠出をして活用しております。

委員：年度予算は決まっているのですか。

事務局：全体としてのマックスの金額は決まっております。

久会長：今もマッチングは同じ額でしょうか。

事務局：経費を差し引いた額と同額という扱いになっております。

久会長：だから 100 万円寄付いただいたら市役所も 100 万円出していただいているということで 2 倍になります。寄附が集まるほど寄附が集まると、その分市役所もお金使ってくださいという仕掛けになっています。

② 多様な主体を巻き込むための仕組みづくりについて

※資料に基づき事務局説明

久会長：ありがとうございます。

今日は 1 回目ですので、フリーディスカッションとし、それぞれの活動について、自由に意見交換をさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

さきほどのコノミヤ或いはカナートもそうですが、最近事業者も地域活動とコラボしたい、社会貢献活動をしたいという所が増えてきていますので、そこを上手く繋いでいただくような仕組みもできたらいいなと思っています。

具体的には、トヨペット河内長野店の店長のお父様が和泉市の方で、すごく熱心に地域活動やられていて、知り合いだったのですが、その息子さんがたまたま店長になったということもあって、「トヨペットでもさまざまな連携がしたいです」というお話をいただいたので、私がつながらせていただいたこともあります。ちょうど、あきちの前にお店がありますので、それぞれの地域の中にいらっしゃる事業者ともつながっていけるような事もどんどん生まれていけばいいなと思います。事業者は場所も持ってらっしゃいますし、上手くいけばお金も出してくださいるかもしれません。

委員：初めてで、あまりよくわからずに発言するのですが、協働など色々ありますが、私も青少年の活動が多く、組織が多すぎると感じました。もっと市役所はリードをとって、選別していくやり方をやっていかないと思います。私は組織をまとめて 1 つにしたらいいいと思います。予算が 100 万円あっても、10 個であれば 10 万円だが、1 個であれば 100 万円を一括して出すことができ、そうすれば大きな事業ができます。必要なところに必要なお金を出す。必要なところに必要な組織を作ることが大切です。課は多くできるけど、そのたびにさまざまな協議会を作って、3 年間は国から予算下りるため、一生懸命やるが、予算がなくなったらその組織がなくなるということも見てきた。もう少ししっかりとスリムにしないと、さまざまな会議に行っても来ている人は大体一緒です。1 人で何役もできるわけがないので、

本当にやりたい人を集めて組織を作っていったほうがいいのではと思います。

もう 1 つ申し上げれば、さまざまな組織を作るのであれば、自治会をしっかり応援して自治会に力を持つべきだと思います。私も自治会は長いですが、やはり町のさまざまなことを知っている組織は自治会だと思います。

北青葉台は毎年役員が変わります。申し送りを消化するだけで 1 年たつから、新しくやっていこうという発想にならない。だから、役員はしんどい自治会をやめるという悪循環になっています。私も会長を 3 年間経験して、言っていることもよくわかるし、やらないといけない事もわかってきたので、今ある自治会をやはり根本から立て直して、まちづくりを進めていく。それが原点ではないかと思っています。

先日も空き家対策に関しての協力依頼がありましたが、私たちは 40 年前から空き家と空き地を全部把握しており、北青葉台であれば、空き家が今 25 件、空き地は 15 件ありますが、全部自治会が把握していることを役所が 1 からやろうとしている。それを今更自治会と協力してやりたい、探しに行くとはどうなのだろうと思います。何度も言いますが、もっと自治会応援できる組織にしてもらいたいなど。

自治協働課という部署がありましたが、今、自治振興グループって係に格下げされています。一方でまちづくりや協働促進を進めていくと。言っていることとやっていることが違うと思います。

石仏小学校区で社会福祉協議会が主導する会議を作ってくれと言われますが、自治会の中にあるので、自治会の枠外でワークショップしなくてもいいのではないのか。それぞれに予算が下りてきて、それぞれの使い方が統一されていないので、大きなことをやろうと思ってもなかなか出来ない。だから、少し交通整理をしっかりした方が、いいのではと思います。

久会長：実はその通り動いていないというのは事実なのですが、小学校区単位のまちづくり協議会を作りませんかという動きは、河内長野だけではなくて、今 200 以上の市町村で動いているんですね。

それは先ほど委員がおっしゃったような、もうさまざまなものを別々に動かすのではなく、1 つに繋いでいったらどうですかという発想で本当は地域まちづくり協議会ができてはいるはずなのです。

私もさまざまな市でこれの立ち上げを検討する時に、前もって色々意見交換させてもらったのですが、河内長野市も同じだと思います。地域の中では大体 30 以上の団体があって少しずつ補助金をいけれども、合計するとおそらく 1000 万円以上が支払われていると思います。そういうのを一括して地域に渡して、何に使ったかを最後報告さえすれば地域で自由に使ってもらってもいいじゃないです

か。それが本来の地域まちづくり協議会の役割だと思います。

ただ、実は地域の方が縦割りになっているところもあります。それぞれ長がいて、「私のポジションが無くなる」と。あるいは今まで自由に使えていた十数万が誰かの差配で振り分けられることを嫌がって、なかなか１つになれないのも事実です。ですから本来は、先ほど申し上げた１つの協議会の下みんなが色々力を発揮できるように、協議会になっていただいて、そこに一括して補助金をつけるという形になったらいいなと私も思っています。

委員 : １つ例を言っていていいですか。今まで防犯灯は各自治会が半額負担していたものを全額市が補助するということになりました。北青葉台のエリアには 350 個の防犯灯がついていますが、自治会に一個一個写真を撮って証拠を出せと言うわけです。350 本の電柱を撮って書類にして提出しろと。そしたら全額補助するというのです。おかしいじゃないですか、補助金の原資はみんな市民税・府民税、税金から出ているのですよ。

やってあげているという立場で補助金出しているように感じて、あまりにも腹が立ったので文句を言いに行きました。今まで半額出しているのを全額に変更すれば済む話です。それをいちいち電柱の写真を撮ってこいって。誰がその作業をするのか。そんな考え方では協働なんて話は前に進むはずがない。やはり地域を応援しようという想いがないと、私たちもその通り頑張ろうという事にならない。何かその補助金の使い方というのももう少し考えないといけないのではと思っていますが、特に問題は防犯灯です。あんな出し方なら補助金はいらない。いままでこのやり方で進めてきたのに、自分たちの仕事を増やして、すべての写真を一々チェックする。何千本という電信柱の番号確認を、職員がしていたら忙しい。それよりもっとする事あるでしょうと思っています。

久会長 : 別の市の話ですが、そこも防犯灯が多くついています。そこは商業地もあるので、商店街がつけているのか自治会がつけているのか、分からないというのが何件か出てきました。ですので、そういう整理をする必要はあるのかなとは思いますが、そんなに手間もかからない方法でやればいいのかと思います。

委員 : 写真を撮りに行って事故でも起きたら市は責任取るのか。暑いさなかに 200 本も 300 本も電信柱の写真を撮りに行くという発想が分からない。

初めて補助金を出すというなら、それぐらいのことをしないとイケないが、今までもう何十年も半額出してきたんだから、倍にしたら全額になる。今までの根拠は何だったんだということになるわけです。請求書もキチッとつけて、ようやく全額が出ます。その書類を作って、なおかつ写真撮れというのは、行政が信用し

ていないということで、そんな立場あったら協力できない。

補助金もう少し上手く、使いやすいようにしていただけたら、いくらでも知恵を出していこうと思うのです。

さまざまな自治会があるので、一括して補助金を出しても、使い方がややこしいという自治会もあるかもしれないが、私たち新興住宅地の自治会はそんなこと一切無いです。

久会長：先ほどもチラッとおっしゃったように最後に報告いただいたらよしとするというのは、原資が公金、税金ですので、きちんと使い道が明瞭になったらいいだけの話で、その示し方って色々あると思います。

細かな指示が出るのではなく、その辺りはもうお任せをできるというような信頼関係の中で動かすというのもいいんじゃないですかという、そういうご指摘だと思います。

他いかがでしょうか。

今日はどんな意見でも結構です。またこの２年間で色々議題にも載せていければという風に思います。

委員：自治会の話になってきますが、うちは楠台といって、大師町・日東町の自治会ですが、南花台と同じようにやはり問題というか、非常に困っているのがクルクルです。やはり担い手不足ということで、私も月一回添乗ボランティアをしているのですが、住民にチラシを配ってもなかなか集まらない。先日もまちづくり推進課さんとの会議の中で「自治会内だけで呼びかけるのには限界がある」ということで、河内長野市内でもそういうボランティアを呼びかける仕組みを作らないといけないという話がありました。その中でシティプロモーション課さんが、昨年ボランティアで1000人ほど登録され、その方たちとも去年イベントで一緒にさせていただきましたが、非常に前向きです。「何でも手伝うよ!」というような素晴らしい方ばかりでしたので、そういう人達を眠らしているというのは勿体無い。その人たちにクルクルのスタッフ応援など、そういう発信が出来ないかと提案させてもらいましたが、「趣旨が違うか」という回答でした。そういう所も、もう少し柔軟に考えていただいて、やりたいと思う人にチャンス・機会が届くようにしてほしいと思います。

後でシティプロモーション課へもう一度頼みに行こうかなと思います。

そういうもさまざまところで動いていただけると助かります。自治会ってやはり、お歳を召した方も結構多いので、自ら動くという事にはなかなかならないので、そういう情報の整理など協議することが大事かなと思いました。

久会長：今、委員がおっしゃった話でいうと、１０００人は登録だけで、あまり動いていないという事ですか。

委員：いえ、シティプロモーション課が主催する事業に関しては「こんなことありますよ」と募集されています。そこに応募されてさまざまな人が来られているみたいですが、それ以外の活動にはつながっていない。
活動をやりたいし、やってほしい人もいるしが、集め方の理念が違う、目的が違うといって遮断してしまう。それなら、「理念と目的変えた方が早いのでは？」と思います。

久会長：人によって「こういう事だったら手伝いたいけど、これは少し大変」というのがあるので、やっぱそこら辺の募集の仕方も募集の時からある意味、明確にしといった方がいいのかなとは思います。

いわゆる移送サービスの話は、どちらかという自分のペースでは出来ないものなので、自分のペースでは出来ないなという事になります。

イベントは日にちも決まっているし、そこまでの準備も大体目途が分かりますので、そういうタイプのものやったらやりたいけど…というニーズの違いもあります。募集の仕方も、工夫をすればいいのかなと思いました。

委員：１つ、いま加賀田中学校校区で新しい試みが進んでいます。

自主防災、防災組織が各自治会それぞれあり、自治会から出て独立している自主防災もあれば、自治会の中に入ってやっている自主防災もあります。

縦は昔からの組織があってしっかりしているが、なかなか横串が刺せないということで公民館に話を持って行って「旗を振ってくれ」と。

それぞれの地域で活動している自主防災組織と一緒に、講演会や講座を企画して、関わっている人に講習をしようということで、今年９月には大矢船の自治会が主体となって自主防災の講演を実施予定です。

北青葉台は随分自主防災については遅れているので、そこに行って受講して、「大矢船はこんな取組みをしているのか。うちもこういう事をやらないといけない」という気付きになる。公民館が中心にやってくれています。それぞれの地域で頑お張っている人は多くいるんですが、本当に縦串だけで横には広がらないので、それを広げるにはどうするかというのをやはり考えていかないと、まちづくりにはないのかなという気はしますね。

久会長：今のお話、違う角度で見ると、市役所内の横串を刺していただくことによって今のものが支援できるわけですね。公民館は教育委員会の所管ですから。

そういうのを上手く市役所の方がつないでいただくと、地域に横展開できるのではないかなと思います。

少し延長上で、防災の絡みで言うならば今総務省も、面白い仕掛けを作ってくさっていて、『学生消防団』という制度があります。

学生さんが4年間に限り、地域の消防団に入団すると、証明書を出してもらって就職活動にも使えますというような、学生のメリットと地域のメリットを繋いでもらう、そんな仕掛けが今進められています。全国的にやはり担い手不足という課題が出てきていますから、総務省も色々面白いこと考えています。

ちなみに事務局の説明の中にもあったんですけど、今大学も筆記試験を受けずに入ってくるという総合型選抜入試が出てきています。そういう時に「中学生・高校生の時から地域活動に関わっていました」みたいなものを地域が証明書を出してもらおうと、それが証明になって受験できるとか、そんな事も出てきています。そういうような所も上手く活用していただいて、お互いにメリットになるような、何かそんな仕掛けも作っていただけると嬉しいなと思います。

本市の大学も数年前から総合型選抜入試を始めて、面白い事が分かってきたのは、やはり親御さんが地域活動熱心だと子どもさんはその背中を見ながら育っていますので、かなり地域活動とか社会活動熱心です。

そういう意味では、今関わってらっしゃる方のお子さんとかお孫さんを選んでターゲットにするというのも、1つ分かりやすいと思います。

他いかがでしょうか。

委員：校長先生と話をする機会があって、不登校の子のお母さんのサポートをしっかりしてもらいたいというお話が出ていました。どこまで相談していいのかわからないと。

校長先生が地域の見守りの人に頼んで、健康サポーターという人に週3回見守ってもらって、学校へ連れていってもらおう。そんな活動を増やしていけたらなというお話をされていました。

久会長：何かそういう意見交換ができるような場所がもっとあったらいいなという気はしますね。

河内長野市では、まちづくり協議会を立ち上げる時に、各小学校区で井戸端会議というのを月1回開催していました。しかし、何か誤解がありまして”まちづくり協議会を作るための意見交換だ”とされていた節があり、「協議会ができたらしういいだろう」って無くなってしまったんです。

そういう月1回集まってさまざまな話ができるような、そんな機会をもっともっと作っていただいたらいいのかなと思います。

大阪市では小学校の中に地域ルームを 30 年ほど前から作っていて、地域の方がその地域ルームを使うために小学校に出入りするという仕掛けができています。その延長上で、「もっとその地域と小学校が連携しましょう」と教育委員会が応援してくださって、月 1 回の井戸端会議を立ち上げたというところもあります。小学校の校長先生が、皆で意見交換していた時に、小学校として地域の方に応援してほしい事というのをつぶさに出してくれます。それに対して地域の人が「こんな協力ができるよ」とか、そういう関係づくりができています。

1 つ具体的な事例を申し上げますと、地域の方が「小学校では掃除がちゃんと出来てないのでは」という話になって、先生から「実は放課後に帰る前に掃除してもらっているのですが、なかなかちゃんと出来ないんです」という話になりました。地域の方が、「今ホウキで掃除している家ってある？無いでしょう」、「ホウキを持たせても、今の子どもはホウキの使い方を理解出来てないんじゃないか」という話なりまして、「じゃあ明日から放課後に私らが入り込んで一緒に掃除するわ」と、もう次の日には動き始めた。そんな事もあります。

そういうざっくばらんな話が月 1 回できることによって、お互いの困りごとが上手くこうつながっていつて解決できるというような、何かそんな機会がもっとあってもいいのかなと思いました。

市役所も応援できる部分を応援していただいて、意見交換会でも何かもやれたらいいなという風に思っています。

先ほどの自動車販売会社の店長とつながったのは、和泉市の井戸端会議です。お父さんがずっと来られていたので、「河内長野で仕事しているのなら一回来てみたら」と言われて、それでつながったんです。

そういう、顔合わせる機会を作るだけでさまざまなつながりが生まれていきますよという事だと思います。

少し個人的情報になるかもしれませんが、委員さんは、どうして大学生で若いのにさまざまな活動に関わるようになったおでしょうか。

委員 : 先ほど会長が、親が地域活動していたら子どももその背中を見て活動に理解があるという風におっしゃっていましたが、私もその通りで、お母さんが地域活動で、咲く南花台の活動に携わっていて、それを昔から見てきたから「河内長野のことをなんとかしたい」みたいな事を思って始めました。

久会長 : やってみてどうですか。楽しいですか。

委員 : そうですね。さまざまな人とつながれたり、いろんな話を聞けたりして、面白いです。やっている実感というのもすごく感じていて、楽しいです。

久会長：少し根掘り葉掘りではありますけど、ご自宅には高齢者世代一緒に住んでいるのですか。

委員：いや、いないです。

久会長：なぜ聞いているかという、多分地域で動いている方って委員からすると、高齢者世代が多いですね。

そういう 60 代 70 代 80 代の人としゃべる機会ってなかなか、家の中では無いですよ。何かそういう機会にもなるのかなあという風に思いました。血のつながってない知り合いの高齢者世代が沢山できるみたいな。

委員：そうですね。僕が住んでいる所が南青葉台でして、委員の隣になります。そこにはご高齢の方が多くいらっしゃって、小学校の頃から、青パトとか見守り隊の人と話す機会があったので、それが結構影響大きいと思います。

久会長：ちなみに、運転免許は持っているんですか。

委員：いや、持っていません。

久会長：ああ、残念。持っていたら即戦力ですよ。

委員：有望ですね、そんな若い人は。

私たちはもう、歳 70 過ぎていますが、私たちの年代は、もっと若者の活躍の場を作らないといけないと思うんです。「自分が一番」と思っている高齢者がたくさん居るからね。そんな時代じゃない。

言う事は聞いて「お金は出したる！」というぐらいの組織になっていかないと若い人が活躍出来ない。

私に関わっている事業のひとつに学びの森といって、二泊三日でキャンプ場に行く事業があります。リーパルという若いボランティア組織があるんですが、30 人ぐらい、ほとんど学校の先生を目指す若者です。夜も三日間徹夜です。この子たち、震災が来たら非常に役立つなと思うぐらい、テントも張れば炊き出しもやる。やはりそれぐらいやりたいという人もいますので、そこを上手く市も含めて私たちが吸い上げて活動してもらおうと、会長が先程おっしゃったように、活動に対して「弁当だけ出すから来て」ではなくて、教育長に推薦状でも書いてもらって試験の時に出すんだと。私たちが 3 年間頑張ったのを認めるから、これだけ頑

張ったんだというのはアピールをするようにと大学に持って行ってもらいます。それ目的で来る子もありますが、本当に一生懸命汗をかいている人は、やっぱり見てあげないと。ボランティアボランティアって言葉はよいけど、しんどいだけだとやはり続かないと思うので、その辺も協働促進の中で、頑張っている人を応援できる組織にもなっていないといけない。子ども相手に活動しているといつもそう思います。

子どもは純粹ですよ。大人は何か履き違えていますけど、子どもの活動をしていたらボランティアだって人がたくさんいます。そうではなくて。子どもも大事だけど、まず地域をしっかりと、ちゃんとしたふるさとをつくってあげないと子どものためにならないと思います。

久会長：先ほど委員に、「高齢者世代違いますか」って言ったのは、実はもう1つの思いがあって、大体皆さんもそうかもしれませんが、息子・娘には厳しいけど孫には優しくなりますよね。

そういう意味では2世代超えた方が実は上手く連携できたりするので、そういう意味でもね、少し若い方々がどんどん地域の中に入っていただくと、少し雰囲気を変えてくれるんじゃないかなと期待しているところもあいます。

委員：私たちはもう固定観念で動いているから、視野が狭いけどやはり若者ってすごいです。

キャンプで子どもが帰りたいって言った時に「頑張れ！」って昔は言ってましたが、そうではなく寄り添って話を聞いてやると、頑張って一泊したという例をたくさん見てきています。やはり若い人の力ってすごいなと思いますね。それを活かせる組織を市は考えたらよいと思います。

久会長：他の部署で何かそういう、若者に集まってもらって積極的に動いてもらうような連携って、いくつかでき上がってきてますでしょうか。

事務局：今で言うと若者未来プロジェクトというものをシティプロモーション課が、去年から始めました。若者が河内長野の事を勉強して、自分らの自分事として研究してもらいたいな制度ができています。まだ2年目で走り出したところですが、今後は委員がおっしゃっていたように「いろんなことに地域を越えてでも関わっていくようなボランティア制度にする」ということおはめざしたいと考えています。若者にとってもガクチカもそうですが、何か力を入れている事っていうのは大事だと思いますので、そういう展開は市としてもちょうど市長も変わって、やり始め出したところです。

久会長：先ほど自己紹介のときも申し上げた、茨城の『おにクル』今一緒にやっていますけれども、毎年11月が周年事業の月です。

1200人収容の大ホールがあるんですけど、そこを1日高校生に使ってもらいましょうということで、いわゆる軽音楽部の生徒さんに集まってもらって合同音楽祭をやってもらおうというのをやっています。

去年は8高校35バンドがもう、一日演奏したのですが、企画運営から当日の司会から全部高校生にやってもらっていて「今年もやりましょう」という話になっているので、今年は10高校の軽音楽部が集まって、今もう既に実行委員会が始まっているところです。そうやって自分たちがやっている事をまずはきっかけに色々つながっていきましようという仕掛けも、声かけたら案外集まってくれるし、自分のところの高校生ではない高校生とつながることもできるので、刺激を合ってたまた面白いことになって来たりもします。

何かそんな繋ぎの仕掛けを作ってもらうだけでも良いのではないかなと思います。

スポーツ系のクラブは対外試合が多いのですが、実は文化系のクラブはあんまり発表の機会が無いんですよね。文化祭ぐらいしかないので、それを欲しているという所をくすぐっていくという事やと思います。

化学部とかさまざまな文系のクラブがありますけどね。

だから発表の機会無いということで、そういうのを上手く地域の中で作っていただくと、多分関わってくれる可能性も高まってくるんじゃないかなと思います。他いかがでしょうか。

少し資料にはあったけれども報告がなかった資料5、昨年度とか最近のセンターの状況を、少し共有出来たらと思うのですが、今どういう状況ですか。

委員：『かわちながのボランティア・市民活動支援推進事業業務報告書』に、7年度に実施させていただきました事業おまとめて記載しています。

あとカラー刷りのA4の半分サイズですがガイドブックもセンターで発行させていただきました。何か取り組んでみたい・何か活動してみたい人と、今自分たちの活動に対して担い手といいますか、仲間になってくれる人のコーディネートをエンターでは行っております。

このセンターは前身の『るーぷらざ』から引き継ぎ社会福祉協議会で委託していますが、長年活動されてきた団体さんが、高齢化や人数減少を理由に近年、会を解散されるという事案がやはり増えてきております。

何とか細々と続けていらっしゃるところもあつたりするんですけど、やはり既存の団体さんの支援強化というところと、新たにやはりこれから始められる方をど

うマッチングさせていくかというところは、日々私達も対話をしながら、コーディネートをさせていただいております。

活動したい側と受け入れる側の思いが、やはりズレも正直あったりして、「単発あったらいくらでもお手伝いするんだけど、継続しての活動はやはり負担大きい」というお話も耳にすることが多いので、いかにハードルを低く、まずは相談に来ていただける・声をかけていただけるような体制を今後は強化していきたいなとも思っています。昨年からInstagramも開設させていただいて、登録団体さんの活動状況をアップしたり、ボランティアセンター主催の事業周知やイベント情報のアップを日々更新しております。「まずは知っていただく」というところをもう一度強化していきたいなという風に考えております。

久会長：何か皆さんの方から、センターの状況をもう一度お聞きしたいなとかいうのはありますでしょうか。

委員：各地域で夏祭りとか開催していますけど、こういうクラブとか発表する場合は、市民活動センターに電話したら繋いでもらえるんですか。

委員：いつでも、お待ちしております。

委員：福祉のワークショップって、年1回これもやらされている感満載ですが、これをやったからどうなるっていうのが見えない。もっとピックアップして問題を上げて、「これがみなさんの問題だから、これをやりたい」という事を整理しないと、言っぱなしの会に僕3年出たんですけど、何か小さい紙にAとかBとか貼れとか言うのですが、やっている感満載のものは止めてもっと具体的なものをやった方がいいと思う。

委員：福祉のワークショップは、本年度から始まった地域福祉計画と地域福祉活動計画の目標を定めたり、地域の現状を振り返ろうということで、テーマを漠然と、どの地域でもできるようにという事で実施し、参加者の方に意見を出して頂きました。

そこは今、委員がおっしゃっていただいたように「あれじゃいけないな」という話もでており、もう少し本当に地域に寄り添った形で、仰々しくする必要も無いかと思っています。模造紙があって、ワークシートがあって、マジックでこれに今から5分で書いてくださいとかというのは、やはり話しにくい雰囲気もありどうしても身構えてしまう。

やり方を変えて、委員もおっしゃっていただいたようにもっと気軽に話ができる

井戸端会議のような形で、今後はワークショップを展開していきたいと思っています。

委員：色々その場で意見を出すのではなくて、石仏小学校やったら、子ども食堂はあるけど、大人の食堂はない。「高齢者が食べるスペースを作ったらいいのでは」って提案はするけど、言うだけ。「それは三日市小学校でやっているからこういう仕組みを教えてもらったらどうですか」という、繋ぎが無い。

委員：言いつばなしでどうしても終わってしまっている、というのが現状です。

委員：役所は怒ると思うけど、年度末には講演も多いです。予算余るからね、どこかの先生に来てもらって話してもらえと言うんだらうけど、同じ事が1月・2月多くあります。

委員：社会福祉協議会には、全小学校区に地域パートナーという地域担当の職員もいるので、その職員が日々地域の皆さんと顔合わせる機会も多いので、その場でどれだけお話しできるのかがポイントなのかなと思っています。また伝えます。

委員：北青葉台では、友愛訪問をやっています。800軒くらいあって、高齢者が登録されているのは300ぐらいです。でもなかなか会えない。ピンポン押してもこの頃なかなか出てきてくれない。

そんな時、他地区はどうやって克服しているのか、問題を解決しているのかという情報をいただいたら、勉強して「これも石仏地域でもやってみよう」ということにつながります。そういう横串がまったく無いので、良い事例は共有していただきたいと思います。

委員：地域によってやる事も違うって言いますもんね。参加する人数も。

委員：民生委員もです。自治会2人から出してくれと言われて、名前を書いて出してもらいますが、何をしたいのかさっぱりわからない。皆が手を繋いで横のつながりをしっかり持つべきではないでしょうか。

久会長：先ほど事務局の報告にもありましたけども、いわゆる良い事例を共有できるような、何かそんな仕組みをもっともっと増やしていければ良いのになと思います。河内長野で良い事例が見つかったら一番良いんですけど、他市でも面白い事例がありますので、そういうところを共有すれば、自分たちだけで悩む必要が無くな

るのかなと思います。

先ほど、「井戸端会議はさまざまな地域でやっています」って話をさせてもらいましたが、岸和田のある地域で井戸端会議やっているときにある方が「最近少し気になることがある」という話をされました。「夜の９時に小学生がコンビニにいつもいて、すごく気になっているが、どこの子かも分からない」と。そしたら別の方が、「あそこのお母さんは夜のお仕事をされていて親１人・子１人なので、いつもいるんじゃないか」という話にない、「だったら地域で見守ろう」という話になったそうです。次の会議の際には、「コンビニでたむろするぐらいだったら、ウチの家においで」とたまにウチの家に呼んでいますって話になりました。

本当に少し気になった事がスッと言え合えて、それを皆がすぐにフォローができるというような、そんな呼びかけの方が、先ほどお話いただいた年に１回ワークショップをするよりも、よっぽど役に立つんじゃないかなと思いました。またお考えいただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

③ その他

久会長：それでは今日も様々、ご意見賜りましたので、また次回以降に話題にしてまわしていけるようなことも少し準備して、一緒に考えさせていただければなという風に思っております。

それではちょうど１時間半ぐらい経ちましたので、今日はこれで一旦締めとさせていただきますと思いますが、【その他事項】で何か皆さんの方から、せっかくお集まりですので「ウチの地域福祉の団体で、こんなイベント考えているんですけど参加しませんか」みたいな呼びかけでも結構ですし、さらに追加でお話でも結構ですから、何かございますでしょうか。

委員：来年３月中旬、コロナで中止になりました『高野街道祭り』を復活させようということで、今実行委員会では動いております。またご協力お願いしたいと思います。

久会長：先ほど委員もおっしゃっていただいた、情報って色々流すんですけどやはり”顔が見えて伝わっていく”というところがあるので、それは大切だなと思います。他の方々も、また次回「こういう情報皆に共有しよう」ということでもお持ち寄りいただければという風に思います。

ちなみにこの前の土曜日に豊中で環境活動のワークショップに豊中にある高校の

生物部の人に来てもらいました。周りの大人たちが「せっかく良い事やっているんだから、Instagramとかで流したらどうですか」という話をされたんです。そしたら、自分たちはすでにやっているんだけど、なかなか気づいてもらえないんですということでした。それで私もフォローさせてもら、130名のフォロワーが、たちまち10分間で180名まで50名増えたんです。

やはりこういう風に顔が見える関係の中で「インスタやってます」って言われるとフォローをしやすくなるという事がありますので、そういう意味では、ネット社会になってはいるけれども、“顔が見えているかどうか”というのがとても重要なという風に思いました。またこういう機会上手に使っていただいて情報共有させていただければなという風に思っております。

第12期第1回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 次第

日 時： 令和8年8月5日(水)
14時00分～16時00分
会 場： 河内長野市役所 401会議室

1. 開会

- ① 開会、委嘱について
- ② 委員・職員紹介
- ③ 本懇談会について
- ④ 会長、副会長について

2. 案件

- ① 令和7年度の協働の取り組みについて（報告）
- ② 多様な主体を巻き込むための仕組みづくりについて
- ③ その他

3. 閉会

<資料>

- 資料1 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会について
- 資料2 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会運営規程
- 資料3 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会傍聴要領
- 資料4 協働の取り組み～みんなで一緒に創るまちづくり～
- 資料5 かわちながのボランティア・市民活動センター活動報告書

<参考>

- 第12期河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会委員名簿

第12期「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」委員名簿

	氏 名	よみがな	所 属
委員	東屋 美樹	あずまや みき	河内長野市母子福祉会
委員	岡島 克樹	おかじま かつき	大阪大谷大学
委員	高比良 昌也	たかひら まさや	河内長野市商店連合会
委員	碓 康雄	はざま やすお	北青葉台自治会
委員	久 隆浩	ひさ たかひろ	近畿大学 名誉教授
委員	日備野 美里	ひびの みさと	楠小学校区つながろ会
委員	安井 夕稀	やすい ゆき	社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会
委員	吉田 穰	よしだ じょう	公募市民

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

改訂版



河内長野市

令和4年3月

指針の改訂にあたって

本市では、平成18年4月にスタートした「第4次総合計画」において、まちづくりの理念の一つに「協働によるまちづくり」を掲げるとともに、同年12月には、「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定し、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律性の高いまちづくり」の実現をめざして取組みを進めてきました。

その後、平成28年4月にスタートした「第5次総合計画」において、まちづくりを支える基本政策として「協働によるまちづくり」を掲げ、基本的な考え方については引き継いできました。

一方、指針策定後において、全国各地で台風や集中豪雨、大規模地震等の自然災害が発生、新型コロナウイルス感染症の流行により、3密回避をはじめとした、新しい生活様式の導入、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取り組みの推進、Society5.0（注1）を見据えた取り組み（デジタル化等）の推進等、社会変化が起きています。

また、河内長野市においても、超高齢社会、自治会加入率の低下や市民ニーズの多様化・高度化に対応する新たな公共の考え方にに基づき、市民公益活動支援センターのオープン、市民公益活動支援補助金や協働事業提案制度の創設、地域まちづくり協議会の推進、協働事業推進員等の協働を推進するための職員体制の確立等、社会潮流の変化に合わせた対応を行い、一定の成果が現れました。一方で、地域の担い手の高齢化・固定化、若い世代の既存組織への参画、団体同士のネットワークや行政職員の意識醸成等の課題も見受けられました。激変する社会状況の変化に対応するため、指針の内容についての見直しが必要となってきました。

そこで、市民公益活動支援・協働促進懇談会を中心に、様々な意見を聞きながら、指針の改訂を行うものです。

なお、本指針に基づき、協働施策をより具体的に推進していくために、協働推進アクションプランを今後策定していきます。

令和4年3月

（注1） Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

目 次

はじめに

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1. 本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 協働によるまちづくり

- 1. なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1. 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2. 持続可能な開発目標（SDGs）と協働との関係 ・・・・・・・・ 2
 - 3. なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 4. 協働の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 1. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 2. 市民と行政の相互間の協働・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 協働における行政の姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 1. 自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 2. 行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 3. 「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・・・ 10
- 4. 市民公益活動の担い手・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 1. 市民・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 2. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 支援・協働のあり方

- 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 1. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

資料編

- 1. これまでの経過・成果・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. 市民公益活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

●1. はじめに

1. 本指針の目的

本指針は、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の理念の一つであり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働によるまちづくり」を進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

● 1. なぜ協働が必要か

1. 協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。この「協働」には、政策立案段階からの市民参画に始まり、施策実行段階でも委託（受託）、共催、補助、ボランティアとしての参画推進など、さまざまな形態があります。

2. 持続可能な開発目標（SDGs）と協働との関係

「協働の推進」は本市の総合計画にも定められた重要施策の1つであり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」が掲げられ、地域社会における諸課題の解決を軸とした多様な主体による協働の必要性が示されています。

また、協働で取り組むそれぞれの課題についても、SDGsの17の各目標について意識することで、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」社会を目指す必要があります。

3. なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（P4※1 参照）

4. 協働の背景

（1）まちづくりへの市民意識の高まり

- ・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっています。

- ・また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などに見られた災害時のボランティア（注1）やNPO（注2）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいこうとする動きが出てきて

います。

- ・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていかうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まっています。

(2) 地方自治の変遷

- ・平成12年の地方分権一括法の施行以降、さまざまな形で地方分権が推進されてきました。地方が主権を持ち、地域特性に応じ、地域課題を自ら解決していくというあるべき姿に戻すため、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。
- ・そのような中、人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生できるよう、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定され、各自治体が創意工夫を行い推進していくこととなりました。そこでは、地域課題の解決のための持続的な取組体制として「地域運営組織」が必要とされ、全国的に自立的なまちづくりが求められています。また、地域の担い手不足への対応として、地域外の人材が地域の担い手となる「関係人口」の増加への取組みを推進しています。
- ・行政は、社会潮流や市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

(3) 多様化・高度化する市民ニーズへの対応

- ・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、ICT（注3）の進展等めまぐるしい社会状況の変化に伴う生活スタイルの変化により、市民ニーズが多様化・高度化しています。
- ・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、個人や家庭の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなっており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

(4) 人口減少時代への対応

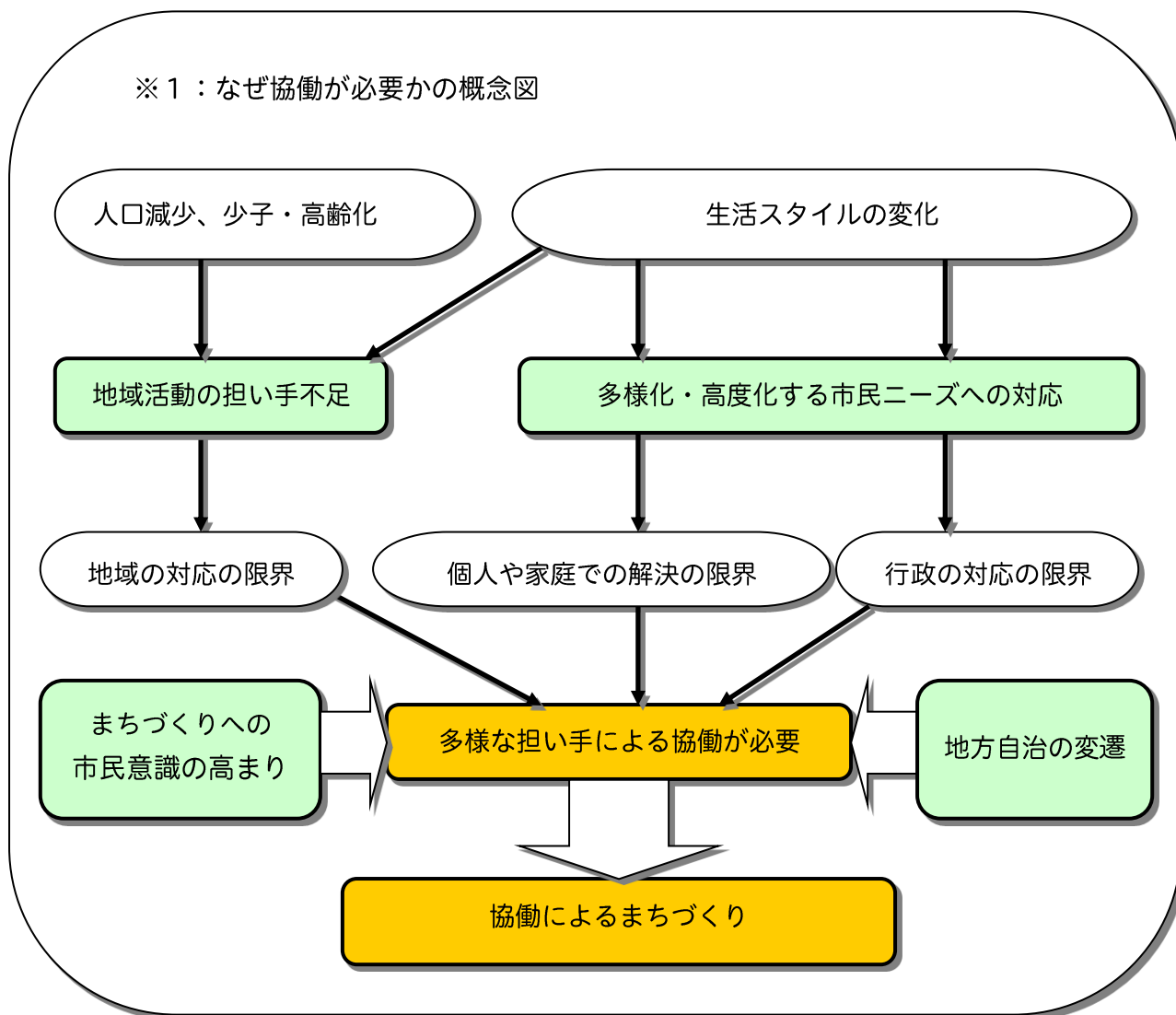
- ・人口減少や少子・高齢化、生活スタイルの変化により、既存組織においては、地域活動の担い手不足がさらなる不足を招く悪循環に陥っており、地域による対応にも限界が生じてきています。
- ・一方で、自分たちがやりたい活動仲間を募って楽しく行っていくようなネットワーク型の活動を実施し、地域課題を解決する動きが若年層を中心にできています。こうした動きを捉え、自分たちが企画、運営できる活動を増やしていくことで、若年層の参加を促している地域も生まれています。
- ・また、行政においても財政や人材など経営資源の制約により、従来の方法や水準

で公共サービスを提供することが難しくなってきます。その様な変化に対応すべく、行政でなければならないこと、協働で行うことができることを見極め、より効果的なやり方を検討していく必要があります。

(5) 本市における取組みと課題

- ・協働の推進のため、地域の状況や社会潮流を把握しながら、市民主体のまちづくりにつなげる取組みとして、市民公益活動支援センターのオープン、市民公益活動支援補助金や協働事業提案制度の創設、地域まちづくり協議会の推進、協働事業推進員、地域まちづくり支援拠点（ゆいテラス）等の協働を推進するための職員体制の確立等、新たな事業を実施してきました。
- ・しかしながら、市民公益活動の担い手の高齢化・固定化などにより、市民公益活動支援補助金の申請件数が伸び悩んでいます。他方、ネットワークを活かした新たな活動も出始めています。
- ・また、市民・行政双方で、期待されているほど連携や協働が進んでいない状況です。モデル事業を含めて、どのような方法が協働促進に有効かを検証し、促進策につなげていくかが課題となっています。

※１：なぜ協働が必要かの概念図



(注１) ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

(注２) NPO (nonprofit organization)：非営利組織の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織をNPO 法人という。なお、ボランティア団体もNPO となる。

(注３) ICT (information and communication technology)：デジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たす。なお、IT (information technology) は情報技術全般を指す。

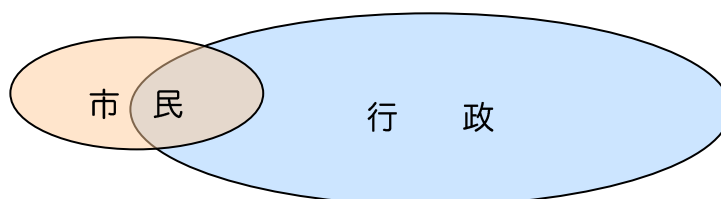
● 2. 協働によるまちづくり

1. 協働によるまちづくり

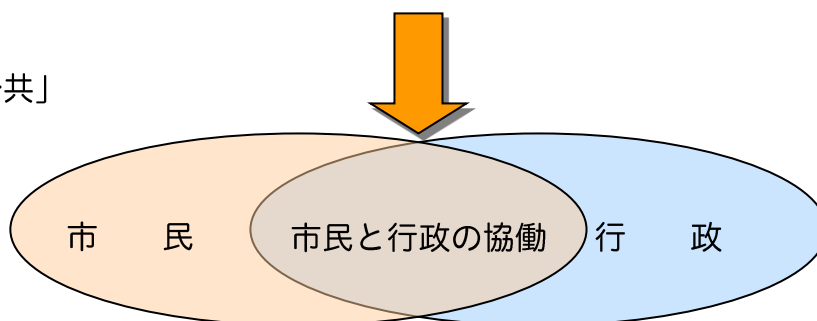
市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」（※2 参照）という考え方を見直し、市民みんなに関わることであり、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」（※3 参照）を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、現在地域活動を実施している方々に加え、事業者も含め、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※2：「これまでの公共」



※3：「新たな公共」



2. 市民と行政の相互間の協働

「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政（※4 参照）が、そして市民同士（※5 参照）が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

（1）市民に必要なこと

市民や市民活動団体等は自主性と自己責任のもと、住みよいまちづくりを目指し、それぞれが持つ知識や経験を活かし、日常的課題や地域的課題の解決に向け

て活動することが求められます。そのために、①多様な担い手の地域活動への参加②地域活動の推進③情報の共有④協働機会の活用と参画⑤家族の理解が必要となってきます。

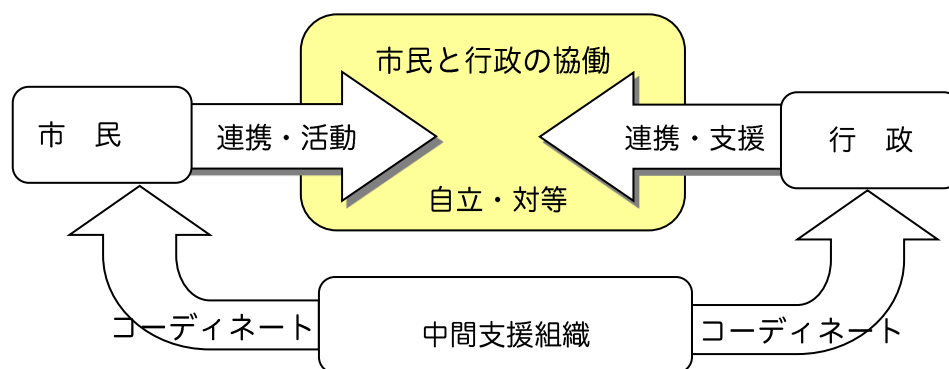
（２）行政に必要なこと

行政は職員一人ひとりの協働への意識を高めながら、まちづくりが活発に行われる施策の実施や環境づくりに努めます。そのために、①組織と職員意識の改革②情報の共有化③協働機会の拡大④協働の評価と公開が必要となります。

今後、協働が活発に展開される社会を目指していくためには、情報交換からネットワークを生み出していく「プラットフォーム（注１）」が重要となります。話し合い（対話）を通して地域の理想の将来像を考え共有し、知恵やネットワークを活かしながら、地域課題の解決に向けそれぞれが得意とするやり方で積極的にかかわっていきます。また、市民と市民、市民と行政等の間に立ち、そのパイプ役として中間支援組織（注２）も必要になってきます。

※プラットフォームを通じた情報交換で人と人が繋がり、例えば、お金が足りない事業にお金を差し上げるという仕組みにも繋がります。

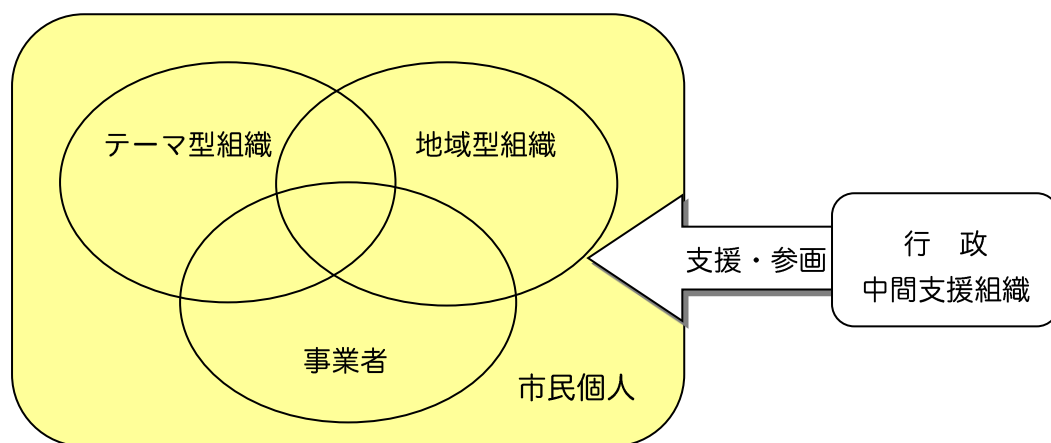
※４：「市民と行政の協働」



（注１）プラットフォーム：開かれた出入り自由のネットワーク。地域の住民等が主体となって地域コミュニティを支える組織を形成し、地域で活動する多様な主体（自治会、NPO、企業等）が参画する対話の場

（注２）中間支援組織：行政と地域の上に立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。

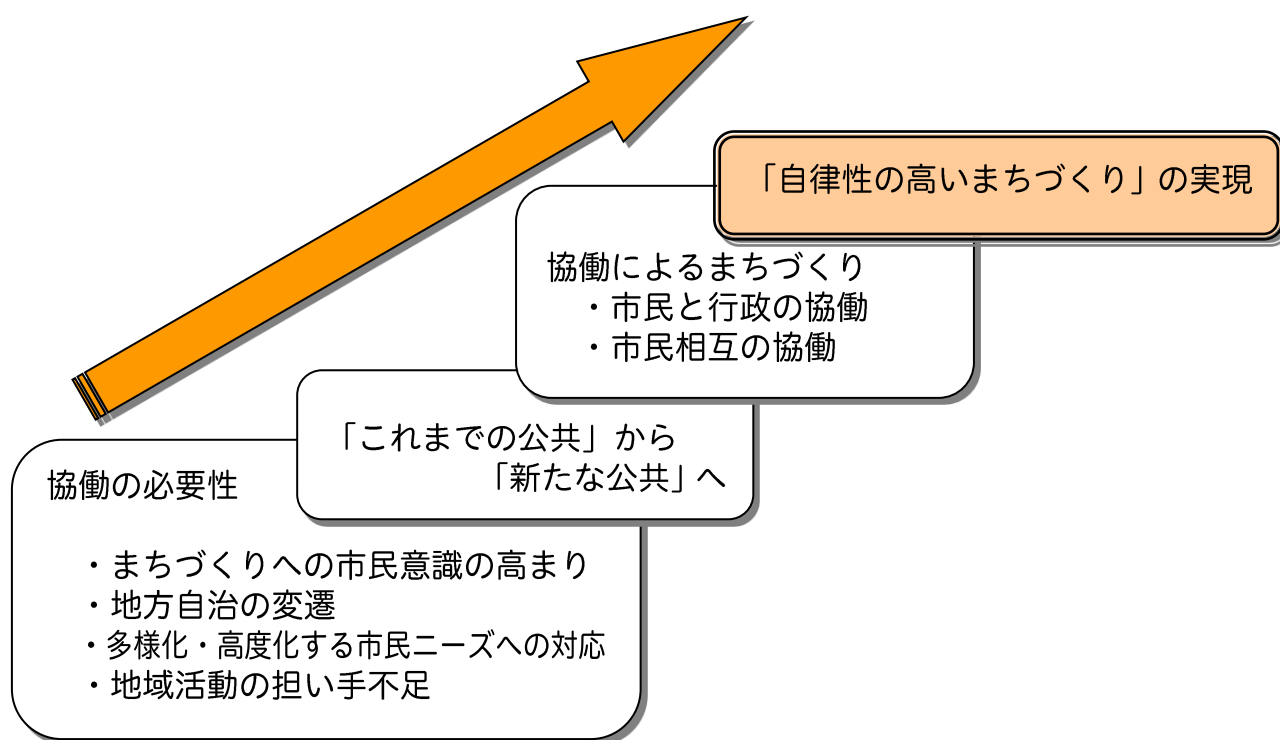
※ 5 : 「市民相互の協働」



それぞれの組織（テーマ型、地域型、事業者）同士など、様々な形の連携も必要となります。

このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※ 6 参照）

※ 6 : 自律性の高いまちづくりへのイメージ図



● 3. 協働における行政の姿勢

1. 自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を確認しておきます。

(1) 市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

(2) 補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

(3) 持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

2. 行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

- ・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※7参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※7：市民と行政の領域の種類

領 域	領 域 名	領 域 の 説 明	事 業 例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
協働の領域	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理 など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の領域	市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など

行政責任の領域
民間主導の領域

3. 「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。また、総務省・自治体戦略2040 構想研究会の報告によると、自治体は自ら公共サービスを提供するサービス・プロバイダーから協働を生むプラットフォーム・ビルダーへと転換を求められています。こうしたことから、今後とも財源・人材の確保も必要であるが、地域政策を「縦割りから横ぐし」へと転換する必要があります。

●4. 市民公益活動の担い手

1. 市民

①. 市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※8参照）

●テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

NPO法人（注1）、ボランティア団体など

●地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、地域まちづくり協議会、老人会、子ども会、青少年指導員、青少年健全育成会、福祉委員会、防犯組織など

②. その他の団体

市民公益活動団体以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（労働組合など）、趣味の団体など

③. 市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人
なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

2. 事業者

①. 営利を目的とする事業者

営利を目的とした活動を行う組織や個人

②. 社会活動を志向する事業者

社会的課題をビジネス（コミュニティビジネス（注2））にしている社会的企業、コミュニティを含む形での労働者協働組合（ワーカーズ・コープ（注3））や、ある特定地域の活性化を目指したまちづくり会社（注4）等、利益を求めているが、一方で社会的な活動をしている方々も増えてきています。

その法人格としては、LLP（有限責任事業組合）（注5）、LLC（合同会社）（注6）など新しい法人格で活動している企業が増えてきています。

（注1）NPO法人：NPO（nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称）のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

（注2）コミュニティビジネス：地域が抱える課題（まちづくり、地域情報の発信、商店街の活性化、環境・資源の保全、高齢者や子育て支援など）について地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

（注3）労働者協働組合：働く労働者自身が主として資金を持ち寄り、ともに経営し、責任を分かち合っ
て、人や地域に役立つ事業を行う協働組合のこと。

（注4）まちづくり会社：良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを
目的として設立された会社等のこと。

（注5）LLP（Limited Liability Partnership）（有限責任事業組合）：①構成員全員が有限責任で、
②損益や権限の分配が自由に決めることができるなど内部自治が徹底し、③構成員課税の適用を
受ける事業組合のこと。

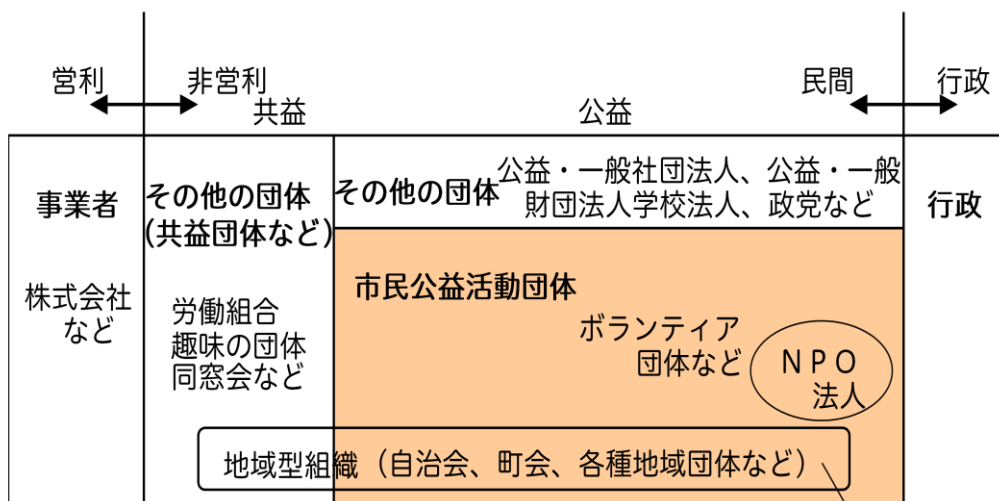
（注6）LLC（Limited Liability Company）（合同会社）：①社員が1人でも設立できる②株式会社と比
べ安い費用で設立できる③設立の手続きが株式会社より簡単な有限責任会社のこと。

3. その他

①. 中間支援組織

市民、事業者及び行政の間に立って様々な活動を支援する組織

※ 8：本指針でいう市民公益活動団体の範囲（網掛け部分）
（その担い手の主たる目的とする活動により分類）



網掛け部分のうち地域型組織の
部分以外をテーマ型組織とします。

地域型組織のうち、公益性の
高い部分を含めます。

・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※ 9 参照）により整理します。

※ 9：市民公益活動と活動の担い手の関係性

*新たな事業者含む

		主 な 活 動 の 担 い 手		
		市民公益活動団体	その他の団体 (例：共益団体)	事業者
		NPO 法人、ボランティア 団体など	趣味の団体、同窓会など	株式会社など
活 動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	*事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

- ・市民公益活動を行う法人としては、これまではNPO法人が一般的でしたが、法人制度改革などにより、一般社団法人や一般財団法人などの公益法人をはじめ、多様な法人形態での市民公益活動が行われるようになっていくことから、活動内容等に適した法人を選択できるよう支援していくことが求められます。
- ・事業者が行う市民公益活動について、これまでは本来事業とは一線を画して行うCSR（注7）活動がメインでしたが、近年は本来事業を通して地域や社会の課題解決を目指すCSV（注8）活動が注目を浴びています。このような活動においても、市民公益活動との連携・協働が進んでおり、情報の収集・提供に努めるとともに、必要なコーディネート等を行っていくことが求められています。

（注7）CSR：corporate social responsibility（企業の社会的責任）の略。企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと。

（注8）CSV：creating shared value（共有価値の創造）の略。企業による経済利益活動と社会価値の創出（社会課題の解決）を両立させること。

●1. 支援・協働の基本的な考え方

1. 支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

(1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」（※10参照）に基づいて行っていく必要があります。

※10：「支援・協働の原則」

a. 対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

b. 自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

c. 目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

d. 相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

e. 透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参加できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

f. 評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

（２）積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

- ・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

（３）総合的かつ具体的な推進

- ・「協働によるまちづくり」がまちづくりを支える基本政策の１つである第５次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。
- ・地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

（４）活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

- ・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

a. 初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

b. 成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

c. 発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

● 2. 推進のための役割

1. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

(1) 行政の役割

- ・市民公益活動の支援や協働促進のために、自治体運営の基本原則（「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに、これらを進めていくためのルールや体制を整えるなど、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に実施していきます。
- ・また、職員の意識醸成を図りながら、サービス・プロバイダー（福祉などの公共サービスを提供する側）からプラットフォーム・ビルダーへの変換が必要となります。

(2) 市民の役割

- ・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、相互に連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。
- ・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

(3) 事業者の役割

- ・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。
- ・これは、倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する（C S R）ことだけでなく、経済利益活動と社会価値の創出（社会課題の解決）の双方を視野に入れた活動（C S V）が重要であることを理解していくことが求められます。
- ・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

（４）中間支援組織の役割

- ・ 市民公益活動や協働を円滑に進めるためには、市民や市民公益活動団体等への情報提供や各種相談、調整などを行う中間支援組織の力が必要であり、中間支援組織自らの活動の質を高め、組織が充実していくことが求められています。
- ・ そのため、中間支援組織は、市、市民及び市民公益活動団体等の間に立ち、市民公益活動推進のために、市民公益活動団体等の自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとします。

1. これまでの経過・成果

本指針の作成及び改訂の経過は、以下のとおりです。

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～19年	「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託し、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ事業を展開。
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくため、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成18年 4月	第4次総合計画スタート。まちづくりの理念の一つを「協働のまちづくり」とする。
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成18年12月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。
平成19年11月	市民主体による検討委員会の議論を経て、市民公益活動支援センター「るーぷらざ」オープン 指定管理者：かわちながの市民公益活動推進委員会（かわちながのボランティア活動推進委員会から名称変更。現：NPO法人はぴえる）。以降、3期に渡り同団体が受託。
平成20年10月	各地でまちづくり交流会スタート（最大10地域。現在、地域まちづくり協議会の取組みの中で継続している地域有り）
平成20年12月	市民と行政との協働で「協働マニュアル」を作成。
平成22年 5月	市民公益活動支援補助金制度とその原資となる基金（ふれあいるーぷ基金）を創設。 協働事業提案制度を創設
平成22年10月	大阪府より、NPO法人設立認証等の事務移譲
平成23年 7月	地域まちづくり協議会スタート（現在13小学校区中11校区で設置）
平成28年 4月	第5次総合計画スタート。まちづくりを支える政策として「協働によるまちづくり」を定める。また、小学校区ごとに地域ワークショップを実施し、地域別計画を策定。
令和 3年 4月	イズミヤゆいテラス内のかわちながのボランティア・市民活動センターに、「るーぷらざ」の機能を移転。
令和 4年 3月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を改訂

2. 市民公益活動とは

- ・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公 益とは：不特定多数の第三者の利益。（特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含みます。）

共 益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営 利とは：利益追求を目的とすること。

（活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。）

非営利とは：利益追求を目的としないこと。

（活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。）

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
- ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は市民公益活動からは除きます。
- ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。

市民公益活動支援及び協働促進 アクションプラン

令和 6 年 3 月
河内長野市

目次

1 章 アクションプランの趣旨	
1. アクションプラン策定の目的	3
2. 位置づけ	3
3. 改定時期	3
2 章 河内長野市の現状と課題	
1. 市民・市民公益活動団体の現状と課題	4
2. 事業者の現状と課題	6
3. 行政の現状と課題	6
4. 中間支援組織の現状と課題	7
3 章 目指す姿及び推進施策	
1. 協働のまちづくりの目指す姿	8
2. 推進施策	8
3. 協働によるまちづくりの体系図	9
4 章 推進施策の展開	
●1. 市民公益活動の基盤づくり	
1. 普及啓発・参加促進	10
2. 情報の収集・提供	12
3. 人材の育成・確保	14
4. 資金確保への支援	16
5. 活動拠点の整備	17
6. ネットワークの促進	18
●2. 市民と行政の協働促進について	
1. 協働促進のための環境整備	20
2. 協働事業の推進	21
●3. 市民相互の協働促進について	
1. 特定のテーマによる協働促進	26
2. 特定の地域による協働促進	28
5 章 推進の仕組み	
●1. ルールづくり	
1. ルールづくり	33
●2. 体制づくり	
1. 推進体制づくり	34
2. 中間支援組織の活用	36
6 章 モニタリング	
1. モニタリング方法	38
2. モニタリング指標	38

1章 アクションプランの趣旨

1. アクションプラン策定の目的

本市では、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の理念の一つであり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働によるまちづくり」を進めていくことを目指して、平成18年に「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（以下、本指針という。）」を策定し、社会情勢の変化等に対応するため、令和4年に同指針を改訂しました。

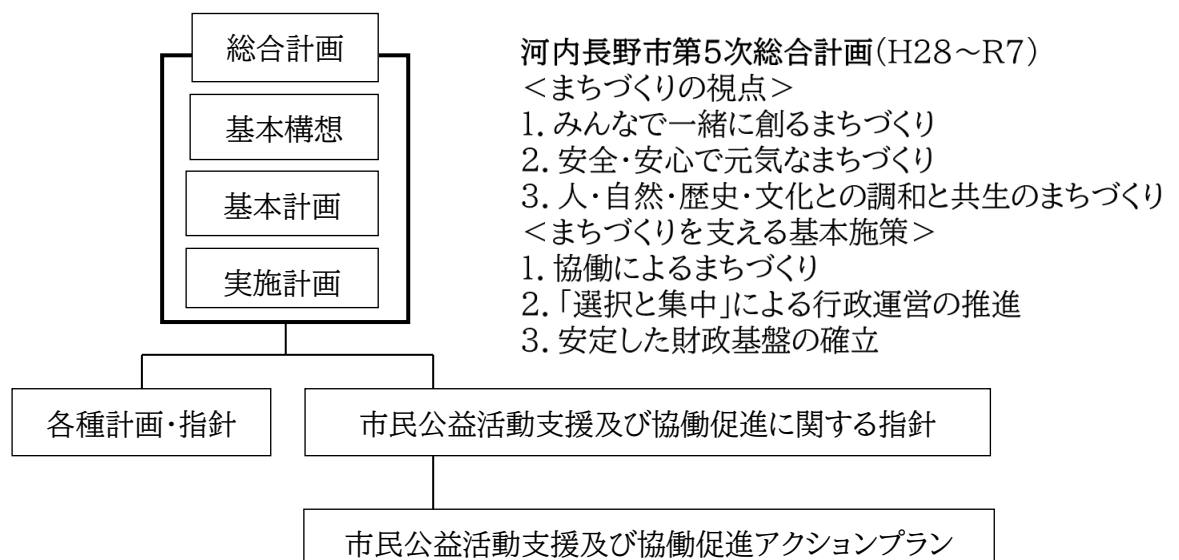
本指針には、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

本指針に基づき、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政が連携し、主体的なまちづくりをすすめるための協働施策をより具体的に推進していくため、本アクションプランを策定するものです。

2. 位置づけ

総合計画は、本市における最上位の長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画（分野別・地域別計画）」及び「実施計画」により構成されています。

本アクションプランは、総合計画に示されている「みんなで一緒に創るまちづくり」を実現させるために策定及び改訂された本指針に基づき、具体的な施策及び事業を示したものです。



3. 改定時期

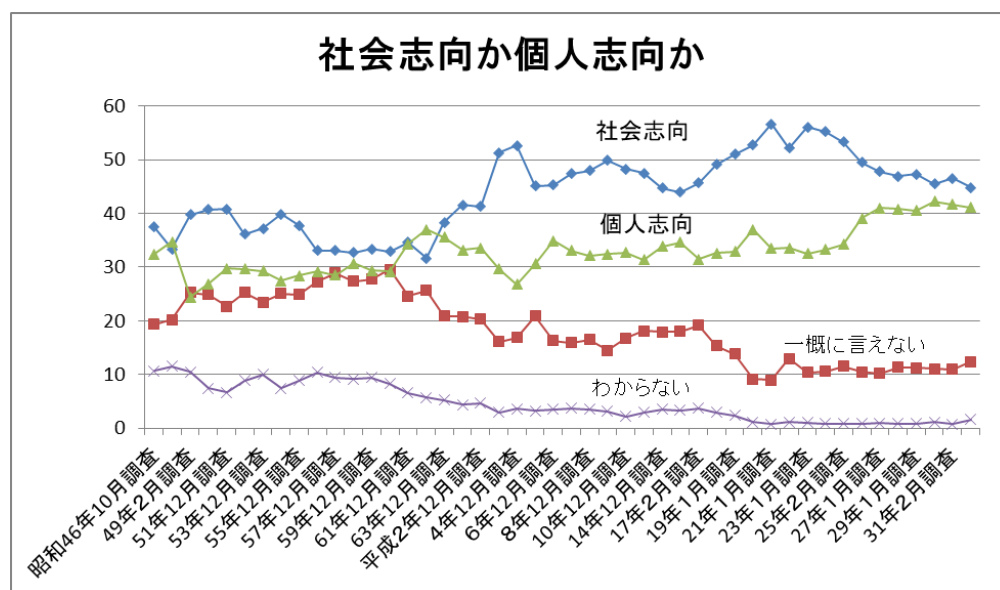
本アクションプランは、毎年度施策及び事業の検討を行い、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。その後、上位計画との整合性を図り、本アクションプランの実績をもとに再検討し、必要に応じ改定を行います。

2章 河内長野市の現状と課題

1. 市民・市民公益活動団体の現状と課題

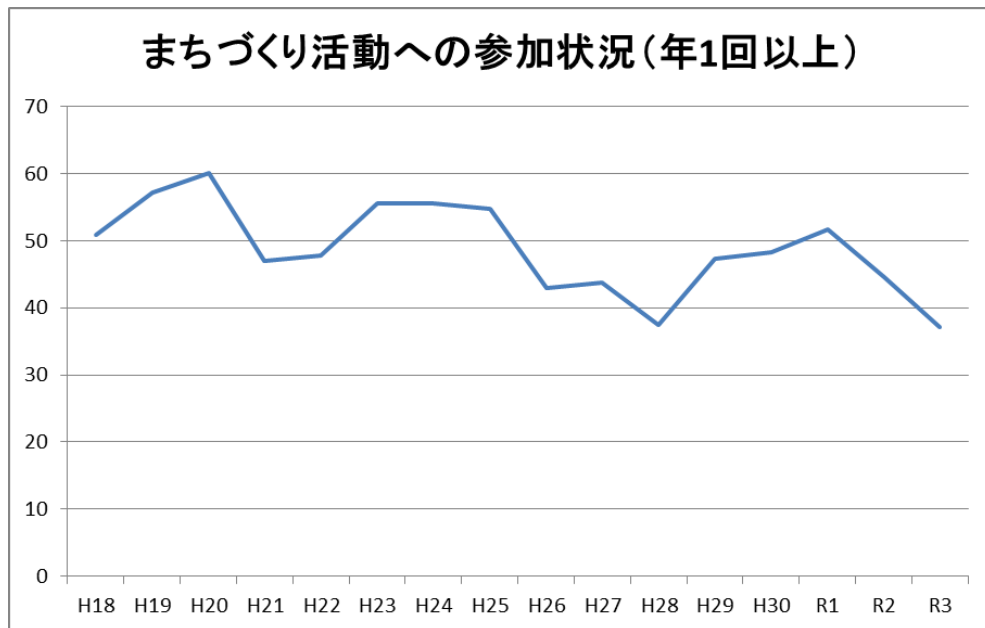
国の調査結果では、近年の個人意識の傾向として、高水準で推移してきた「社会志向」が下降している反面、「個人志向」は上昇基調となり、市民の価値観の変化が伺えます。

また、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化しているため、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。



出典：内閣府社会意識に関する世論調査(R03)

市政アンケートでは、地域やまちづくり活動への参加を年1回以上した方の割合は微減ではあるが、年代別に見た際には、30歳代以下で「ほとんどない」と回答した人の割合が、40歳代以上と比較し、多くなっています。



参照：市政アンケート報告書及び市民意識調査

地域やまちづくり活動の参加度(単数回答／年代別)

	n 数	週 に 2 ～ 3 回 以 上	週 に 1 回 程 度	月 に 1 回 程 度	年 に 数 回 程 度	年 に 1 回 程 度	ほ と ん ど な い	無 回 答
全体	100.0 1,028	1.4 14	2.4 25	6.2 64	19.5 200	7.6 78	59.8 615	3.1 32
年代別								
19歳以下	100.0 32	— —	— —	— —	12.5 4	6.3 2	81.3 26	— —
20歳代	100.0 122	1.6 2	0.8 1	1.6 2	10.7 13	4.9 6	78.7 96	1.6 2
30歳代	100.0 92	1.1 1	1.1 1	2.2 2	18.5 17	4.3 4	72.8 67	— —
40歳代	100.0 141	0.7 1	0.7 1	8.5 12	27.7 39	5.7 8	56.0 79	0.7 1
50歳代	100.0 179	— —	2.2 4	5.6 10	22.9 41	11.2 20	55.9 100	2.2 4
60歳代	100.0 166	0.6 1	2.4 4	6.6 11	23.5 39	6.0 10	56.6 94	4.2 7
70歳代	100.0 188	3.2 6	4.8 9	9.0 17	17.0 32	9.0 17	53.2 100	3.7 7
80歳以上	100.0 96	2.1 2	5.2 5	9.4 9	12.5 12	10.4 10	49.0 47	11.5 11
無回答	100.0 12	8.3 1	— —	8.3 1	25.0 3	8.3 1	50.0 6	— —

出典：市政アンケート報告書(R03)

ボランティア（注 1）を支援するセンターによるアンケートや相談において、「高齢化による役員や担い手がない」「活動場所がない」「活動資金が少ない」「団体を知る機会がない・情報がない」「デジタル化が難しい」といった声が多くあります。

一方、地域コミュニティについては、小規模開発等もあり、平成 18 年と比較すると、自治会数は増加しているが、自治会加入率については、年々低下している状況です。

また、自治会アンケート（令和 5 年度）によると運営上の課題として、高齢化やライフスタイルの変化に伴う、役員のなり手不足や負担感の増加が挙げられています。

	H25.4 末	H30.4 末	H31.4 末	R2.4 末	R3.4 末	R4.4 末	R5.4 末
自治会数	389	385	385	385	385	382	381
加入率	70.4%	68.0%	67.8%	67.1%	65.7%	65.0%	64.4%

以上の様な現状を踏まえ、市民活動団体・自治会等のコミュニティが活動を継続していく上での課題として、「担い手の確保・育成」「資材・資金の確保」「活動拠点の確保」「情報の収集・発信」「地域コミュニティの活性化」等が挙げられます。

2. 事業者の現状と課題

センターに寄せられる相談の中で、市民活動団体等を紹介してほしいというマッチングに関する相談が多い一方で、マッチングを希望される事業者は福祉施設が大半を占めるため、他業種の事業者は市民活動団体等との協働を考えていない（必要性を感じない）か、または考えている事業者も連携・協働先との接点の持ち方が分からない（センターを知らない）のが現状です。

以上の様な現状を踏まえ、事業者との協働を進めていく課題として、「事業者の協働に関する認識」「情報発信及び連携の場の提供」が挙げられます。

3. 行政の現状と課題

本市では、平成 18 年に策定した本指針（令和 4 年改訂）に基づき、市の役割（責務）として、協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築し、市民協働によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

一方で、厳しい財政状況の中、補助金等の支援制度については、現行の支援水準を維持することさえも困難となることが予測されます。また、補助金利用団体の減少、職員間における協働に対する認識・能力のバラつきや組織間の情報共有不足等も見受けられます。

（注 1）ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

以上の様な現状を踏まえ、行政が協働を推進するための課題として、「資源の選択と集中」「職員のコーディネート能力向上（職員の協働研修）」「支援体制・制度の見直し」が挙げられます。

4. 中間支援組織^(注1)の現状と課題

市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援する組織で、市民活動を活性化するために、情報の収集・発信、相談、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担っています。

令和3年度よりボランティアを支援するセンターを市社会福祉協議会が担っていますが、福祉分野以外の団体や学校関係団体等との関係を構築中です。なお、既存団体にはなかった新たな活動の仕方（ソーシャルビジネス／コミュニティビジネス）^(注2)をする方たちへのアプローチも模索中です。

また、センター予算は厳しい財政状況のため、支援方策について選択しながら実施しています。

以上の様な現状を踏まえ、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援するための課題として、「活動主体の多様化への対応（情報収集含む）」「収入の脆弱性」「連携の場の創出」が挙げられます。

(注1) 中間支援組織：行政と地域の間に立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。

(注2) ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス：地域社会において、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつある中、地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

3 章 目指す姿及び推進施策

1. 協働のまちづくりの目指す姿

地域コミュニティが活性化され、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政とがまちづくりの方向性を共有し、多様な主体によるまちづくりをすすめ、「自律性の高いまちづくり」の実現を目指します。

2. 推進施策

(1) 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

(2) 市民と行政の協働促進

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

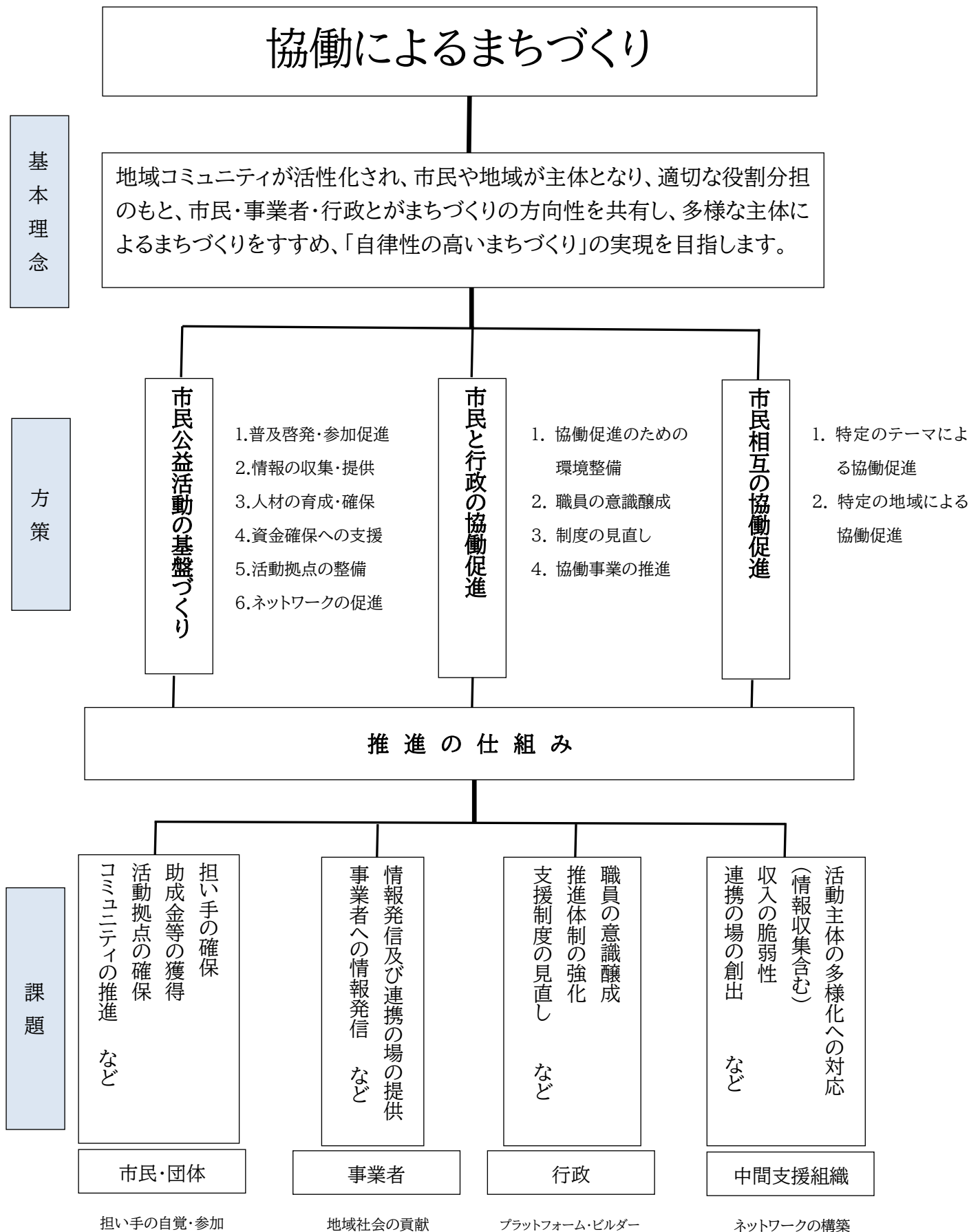
これを進めていくためには、職員の意識醸成を進め、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう支援制度の見直しや協働促進策を展開していく必要があります。

(3) 市民相互の協働促進

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

3. 協働によるまちづくりの体系図



4 章 推進施策の展開

●1. 市民公益活動の基盤づくり

1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

(1) 普及啓発

① 市民意識の醸成

- ・ 講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人が共有できるよう努めていきます。
- ・ また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していきます。

(2) 参加促進

① 参加しやすい環境づくり

- ・ ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていきます。

② 参加に向けてのきっかけづくり

- ・ 入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していきます。
- ・ また、参加の形態としては、実際に活動するだけでなく、資金面での参加や情報拡散への協力など様々なものがあります。そのため、ターゲットを絞った企画内容や周知方法などの工夫により、若者や女性、さらには地域外の人材の参加を促すきっかけをつくっていきます。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
生涯学習の機会充実	くろまる塾	文化・スポーツ振興課
公益的な活動に安心して活動に取り組める制度	市民公益活動補償制度	自治協働課

市民公益活動への参加促進策	ボランティア養成講座 ボランティア体験活動プログラム	文化・スポーツ振興課 ボランティア・市民活動センター 社会福祉協議会
市民公益活動の周知	活動センター登録団体ガイドブックの作成	ボランティア・市民活動センター
ボランティア団体の活性化	ボランティア連絡会交流会	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
自治会等加入促進策	宅建業者等との連携 転入者への加入案内パンフレット配布	都市計画課 自治協働課

2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

① 活動に関する情報

市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していきます。

② 活動支援に関する情報

市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していきます。

③ 協働促進に関する情報

協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど情報収集を行い、協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していきます。

(2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

① 多様な媒体による情報提供

チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メール、SNS^(注1)（フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラムなど）といったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供をしていくとともに、日々変化する広報ツールに対応していく必要があります。

② 情報のネットワーク化、一元化

地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していきます。

(注1) SNS:《social networking service》個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
活動に関する情報発信	ボランティア・市民活動センター HP の充実 ごみ出し等の支援を行う地域の 活動団体の情報提供	ボランティア・市民活動センター 環境衛生課
活動支援に関する情報	ボランティア・市民活動センター 機能の充実	ボランティア・市民活動センター
自治会に関する情報発信	自治会ハンドブック HP での情報提供 ごみステーションの管理等に関 する好事例等の情報提供	自治協働課 環境衛生課

3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけでなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

(1) 人材の育成と発掘

① 組織の管理・運営を担う人材の育成

組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていきます。併せて、すでにスキルを持つ人材の発掘を進め（地域内人材や事業者・学校との連携など）、地域活動へ参画するきっかけづくりを進めます。

また、市民公益活動の担い手が行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性の向上を図っていけるような取り組みを検討していきます。

② 活動への参加を促進する人材の育成

市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していきます。

③ 協働などを促進する人材の育成

活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していきます。

さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していきます。

(2) 人材の確保

① 人材の発掘と確保

組織の活性化を図るためには、経験豊富な退職後の人材をはじめ、若者や女性、さらには地域外の住民など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向け、若い世代（学生も含む）へのアプローチや井戸端会議のような交流会の実施、オンラインの活用等、ターゲットに適した方法で行っていきます。

また、事業者や大学などとの人的交流など多様なステークホルダーを対象とした交流の場づくりを通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していきます。

イベント当日のみのボランティア参加を受け入れるなど、掛かる時間や労力を限定することで参加のハードルを下げる取り組みなど、人材の発掘・確保に向けた情報提供を行っていきます。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
地域人材の交流	福祉ワークショップ 交流の場づくり	地域福祉高齢課 自治協働課 社会福祉協議会
次代のまちづくりを担う人材の育成	大学との連携 次世代が中心となる事業	自治協働課 ボランティア・市民活動センター

4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を行っていく必要があります。

(1) 社会全体で支える仕組みづくり

① 資金確保のための情報の提供及びコーディネート

市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していきます。

また、クラウドファンディングなど、資金を集める新たなしくみが整備されてきており、活動者の意向に合わせて適切な情報提供等の支援を行っていきます。

② 資金面で支える仕組みづくり

市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動支援基金制度を設けていますが、円滑な基金の運用をめざして、寄附のさらなる増加をめざします。

(2) 市民公益活動団体への資金面の支援

① 立ち上げ支援など

市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があり、公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、市民公益活動支援補助金制度を導入していますが、より効果的な活用を促進していきます。

◎ 主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
情報提供およびコーディネート	助成金情報などの発信・提供	ボランティア・市民活動センター
市民公益活動支援基金制度	市民公益活動支援補助金制度の内容検討	自治協働課
自治会等向け各種補助・助成制度	自治会活動環境整備補助金 集会所整備補助金 など 集団回収助成金 カラス除けネット購入補助制度	自治協働課 環境衛生課
市民公益活動団体向け補助・助成制	ふれあい花壇助成金	公園河川課

5. 活動拠点の整備

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があることから、平成18年に市民公益活動支援センター「るーぷらざ」をオープンしました。また、令和3年4月には、イズミヤSC河内長野4階の地域まちづくり拠点「イズミヤゆいテラス」にかわちながのボランティア・市民活動センターを開設し、機能に移転しました。

今後においても、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、拠点機能の充実を図ることで、さらに市民公益活動を行いやすい環境を整えていく必要があります。

(1) 拠点施設の整備

① 中央の拠点施設の機能充実

協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の機能を充実していきます。

② 地域の拠点施設の整備

テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していきます。

また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていきます。地域の拠点施設については、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていきます。

(2) 活動しやすい環境づくり

① 施設情報のさらなる一元化と手続きの簡素化

公共施設を利用しやすいように、HPで公共施設一覧を掲載し、情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などのシステムを統一するなど、出来る限りの一元化を図りましたが、キャッシュレス決済などさらなる手続きの簡素化に努めていきます。

◎ 主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
拠点機能の充実	ソフト、ハード、運営それぞれの事業見直し 情報発信による認知度向上	ボランティア・市民活動 センター 施設所管課
地域コミュニティ施設の維持	老朽化した施設の適切な維持管理 利用者アンケート	自治協働課

6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

(1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していきます。また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していきます。

(2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していきます。

(3) 多様な担い手の交流促進

地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流できるきっかけづくりとして交流の場づくりを進め、連携・協力関係を築いていけるような仕組みを構築していきます。

また、「地域を知る、地域との連携」が学習指導要領の中でも重点化され、「探求の授業」や「コミュニティスクール」を推進する学校に対しても、地域活動との連携・協力関係を構築するきっかけづくりとして、コーディネーターの参画促進など、交流の場づくりを進めます。

(4) 新たな交流方法の検討

コロナ禍を契機とし、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、様々な活動が停滞したことから、今後パンデミックで外出ができない状況になった場合でも、交流ができる手段（ICTの活用等）をより充実させていきます。

またオンラインの活用は、今まで時間や場所の制約等により参加がむずかしかった現役世代や子育て世代にとっても、参加のハードルが下がった側面もあり、コロナ禍の交流における代替ツールにとどまらない活用方法として、これまでの集合型会議とオンラインを融合したハイブリッド会議の開催などを新たな交流手段として推進していきます。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
地域型組織同士の交流促進	まち協交流会	自治協働課
多様な担い手の交流促進	市民公益活動支援補助金成果 報告会等での交流会 多様なステークホルダーを対象 とした交流の場づくり	自治協働課 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
新たな交流方法の検討	コロナ禍の代替ツールにとどまら ない活用方法としてハイブリッド 式の会議開催	ボランティア・市民活動センター

●2. 市民と行政の協働促進について

1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

(1) 行政の領域の開放

これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関わられるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（本指針第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していきます。

(2) 相互理解の促進

協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていきます。

そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていきます。

(3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりを構築していきます。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
協働事業提案制度の充実	活用しやすい制度設計	自治協働課
庁内の推進体制の強化	庁内組織の充実及び職員の意識改革	自治協働課
様々な仕組みづくり	まちづくり出前講座 防犯灯・防犯カメラの設置 ふれあい花壇 アドプトロード・アドプトパーク 地域清掃ごみ袋配布	文化・スポーツ振興課 自治協働課 危機管理課 道路課 公園河川課 環境衛生課

2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

(1) 協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していきます。

① 事業化にむけて

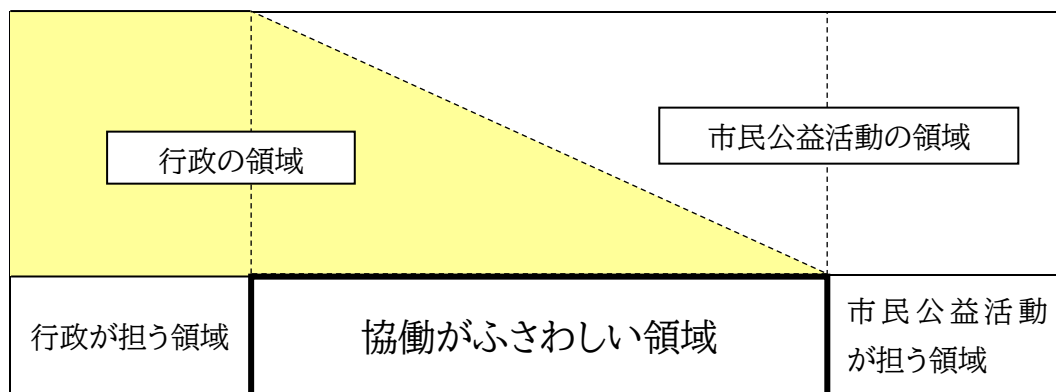
地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していきます。

その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※1 参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※2 参照）」であることを市民と行政の双方で確認していきます。

※1: 市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※2: 市民公益活動と行政の関わりについての概念図



②協働の手法の選択

協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していきます。

また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していきます。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図るとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化に向け検討していきます。

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

・市民公益活動支援補助金制度の活用促進

公開プレゼンテーションや第三者評価など、公開性・透明性の高い補助金制度を導入したことから、今後は、より効果的な活用を促進するとともに、活動内容を周知することで、市民公益活動への理解促進につなげていきます。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※3参照）を参考として掲載します。

※3:委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第234条	地方自治法第232条の2
主 体	委託元(行政)	補助先(市民公益活動団体など)
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元(行政)	補助先(市民公益活動団体など)
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

共催事業を行うための基準を整備していきます。

●後援

後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

後援を行うための基準に沿って事業を実施していきます。

●その他

市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

- ・協働事業提案制度の活用促進

市民と行政の協働を促進するため、行政が示す事業内容（骨格的なもの）に対し市民公益活動団体などがその細部を提案する「市設定テーマ部門」と、市民の自由な発想による事業を提案できる「市民自由提案部門」の2コースを設けた、協働事業提案制度を導入しました。本制度の更なる活用をめざして、行政からのテーマ設定、市民からの提案ともに、さらなる充実を図っていきます。

今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していきます。

③協働の担い手の選択

行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みの構築に向け検討します。

a. 参入機会の拡充

行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していきます。

b. 透明性・公平性の確保

協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していきます。

(2)協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていきます。

①合意形成に向けた取り組み

事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていきます。

また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていきます。

②事業の円滑な実施

事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていきます。

(3)協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていきます。

①協働という視点での評価

費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（本指針第2章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みの構築に向け検討していきます。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていきます。

さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していきます。

●3. 市民相互の協働促進について

1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

(1)連携の「機会」づくり

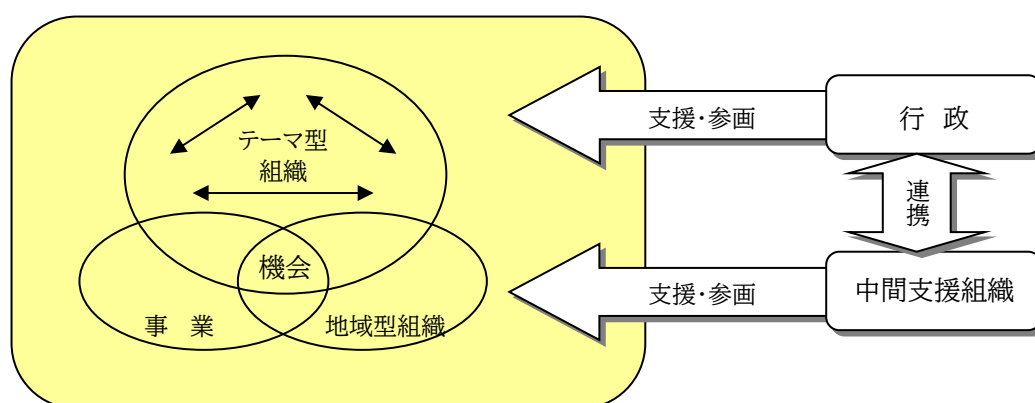
より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※4 参照)

この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。

そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していきます。

また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第5章「推進の仕組み」参照)の役割が重要となってきます。

※4:特定のテーマによる協働促進のイメージ図



◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
連携の機会づくり	情報提供、担い手同士のコーディネートによるネットワーク化	ボランティア・市民活動センター
自治会活性化に向けた取り組み	自治会交流会 自治会活動デジタル化推進	自治協働課
地域防災の取り組み	避難行動要支援者名簿	危機管理課 地域福祉高齢課 障がい福祉課 介護保険課

2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

(1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいきます。

少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。

一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。

今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者、場合によっては地域に関係のある地域外の人材などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があり、そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組みを進めていきます。

(2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

① 意識の醸成

本指針作成後、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図ってきました。

より一層醸成を図るため、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みを進めていきます。

②連携の「場」づくり

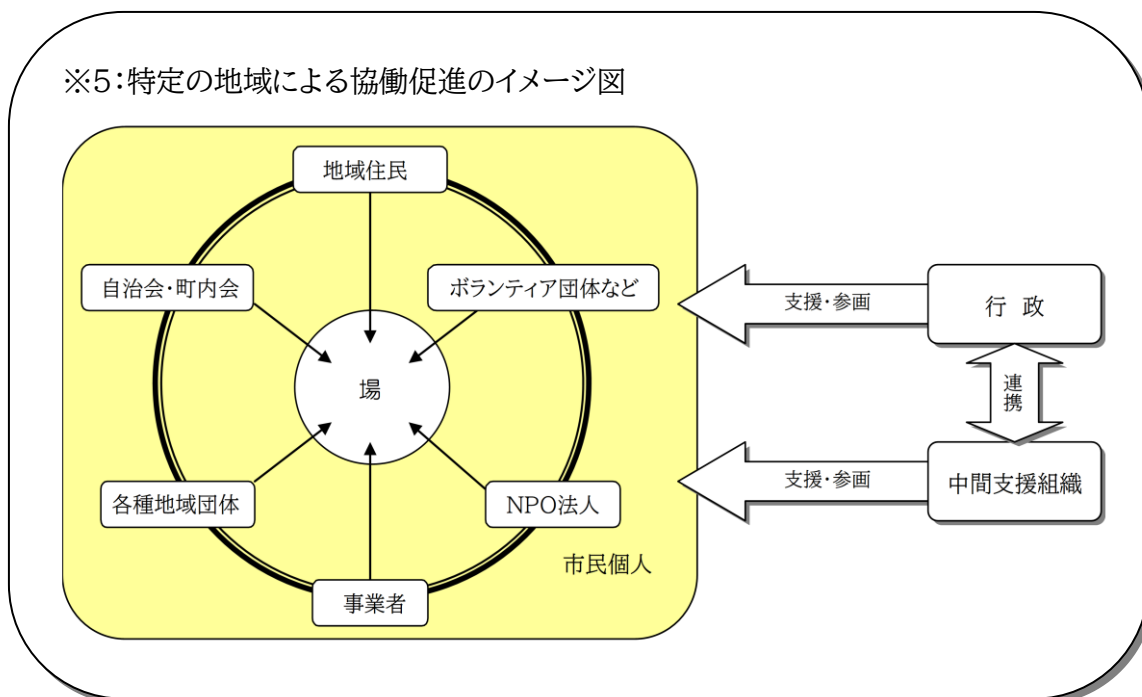
地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置

地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要となってきました。（※5参照）

この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。

このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていきます。

※5:特定の地域による協働促進のイメージ図



③地域づくり活動の推進

市民相互の協働による地域課題への取り組み

自律性の高い地域づくりに向けて、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。

そこで、平成23年度から、小学校区ごとに「地域まちづくり協議会（以下、協議会）」を設置し、財政支援や人的支援などを行うことにより、市民相互の協働を中心とした地域ぐるみの活動を支援してきました（※6）。

また、平成28年度に策定した「第5次総合計画」には、小学校区ごとに市民とともに検討した「地域別計画」を定めたことから、本計画に基づいた取組みを進めることで、地域ニーズに合った取組みにつなげています。

今後、地域特性に合わせた協議会活動の充実（地域課題のさらなる解決）を図るとともに、住民への理解促進に努めていきます。

また、地域の自立に向けて、協議会の運営体制も自立していく必要がありますが、そのためには、「中間支援組織」（第5章「推進の仕組み」参照）による支援が必要であるとともに、財政、人的支援や拠点のあり方等についても検討を進めます。

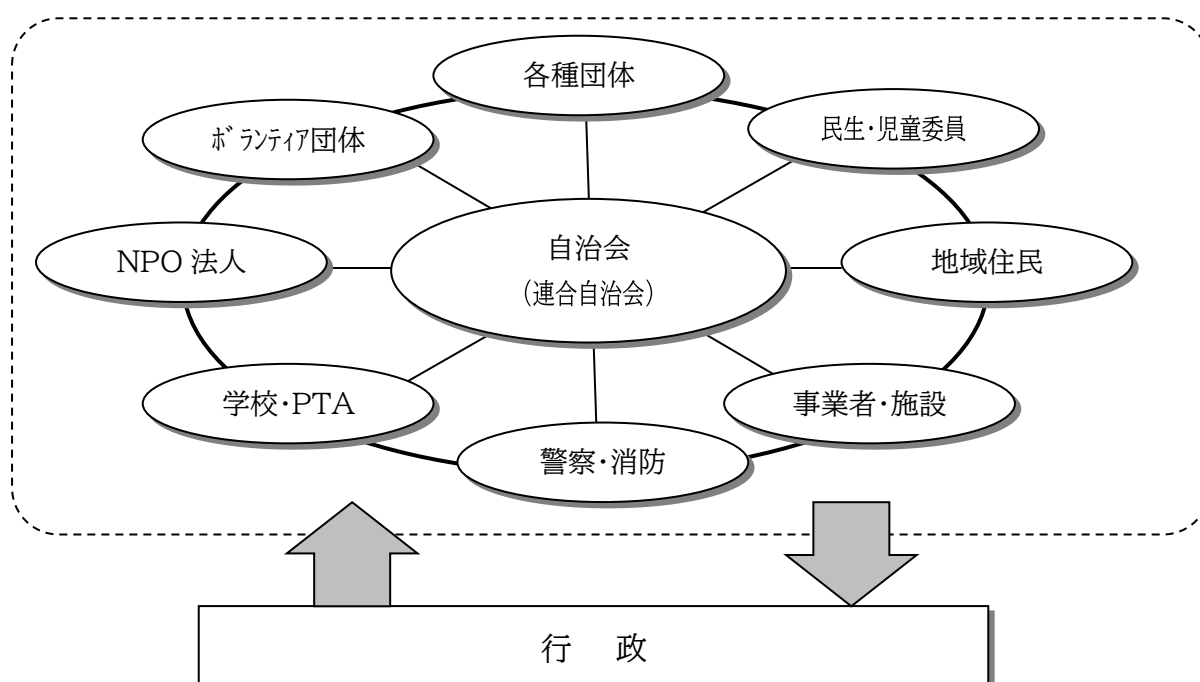
さらに、地域通貨やコミュニティビジネスなど、地域の助け合いや世代を超えた交流をはじめ、クラウドファンディングによる資金集めなど、地域で人や資金が循環するような新たな地域活動についても検討していきます。

※6:地域まちづくり協議会

●概要

- ・少子・高齢化やライフスタイルの変化によって、住民のニーズも多様化・複雑化している。これらに対応するため、自治会・町会をはじめ、地域を構成する各種団体や事業者、地域住民等によるネットワークを活かし、地域の課題解決を図りながら、まちづくりに取り組む組織が「地域まちづくり協議会」です。
- ・第5次総合計画・地域別計画(小学校区)などに基づき、将来を見据えた様々な地域まちづくり活動を展開しています。

地域まちづくり協議会のイメージ(自治会を基盤として表現した場合)



●支援策(令和5年度現在)

・財政支援

地域まちづくり支援補助金(上限40万円)

市民公益活動支援補助金(応募制:プレゼンテーションにより審査有り)

◇ハード事業コース:平成28年度から時限実施(上限50万円)

◇ソフト事業コース:平成29年度導入(上限30万円)

・人的支援(地域サポーター、協働事業推進員)

・情報提供、人材育成、交流促進など

(3)自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基礎的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていきます。

現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実を図ります。

②自治会活動の活性化

地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、連合自治会及び単位自治会の活動の活性化を図っていきます。

そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や学習会、交流会等により地域活動などの積極的な情報提供に努めていますが、今後さらなる支援策の展開を進めていきます。

また、役員の負担の増加から、役員のなり手不足が進んでおり、自治会活動の維持・充実に向けて、活動の効率化も併せて進めていく必要があります。

なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

イベント当日のみのボランティア参加を受け入れるなど、掛かる時間や労力を限定することで参加のハードルを下げる取り組みなどの事例について、情報提供を行っていきます。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
まちづくりに対する意識の醸成	講演会・研修会	ボランティア・市民活動センター
連携の場づくり	地域サポーター制度の充実 自治会交流会	自治協働課

5章 推進の仕組み

●1. ルールづくり

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、ルールづくりを行っていく必要があります。

(1) マニュアルづくり

本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。

本指針を実効性のあるものにしていくには、同指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。

そこで、市民や市民公益活動団体などと行政が協力して協働マニュアルを作成したことから、今後はマニュアルの活用を通して、さらなる市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていきます。

●2. 体制づくり

1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、同指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※7参照）

(1) 庁内の推進体制の強化

① 庁内組織の充実

市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための場をつくり、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていきます。

主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していきます。

② 職員の意識改革

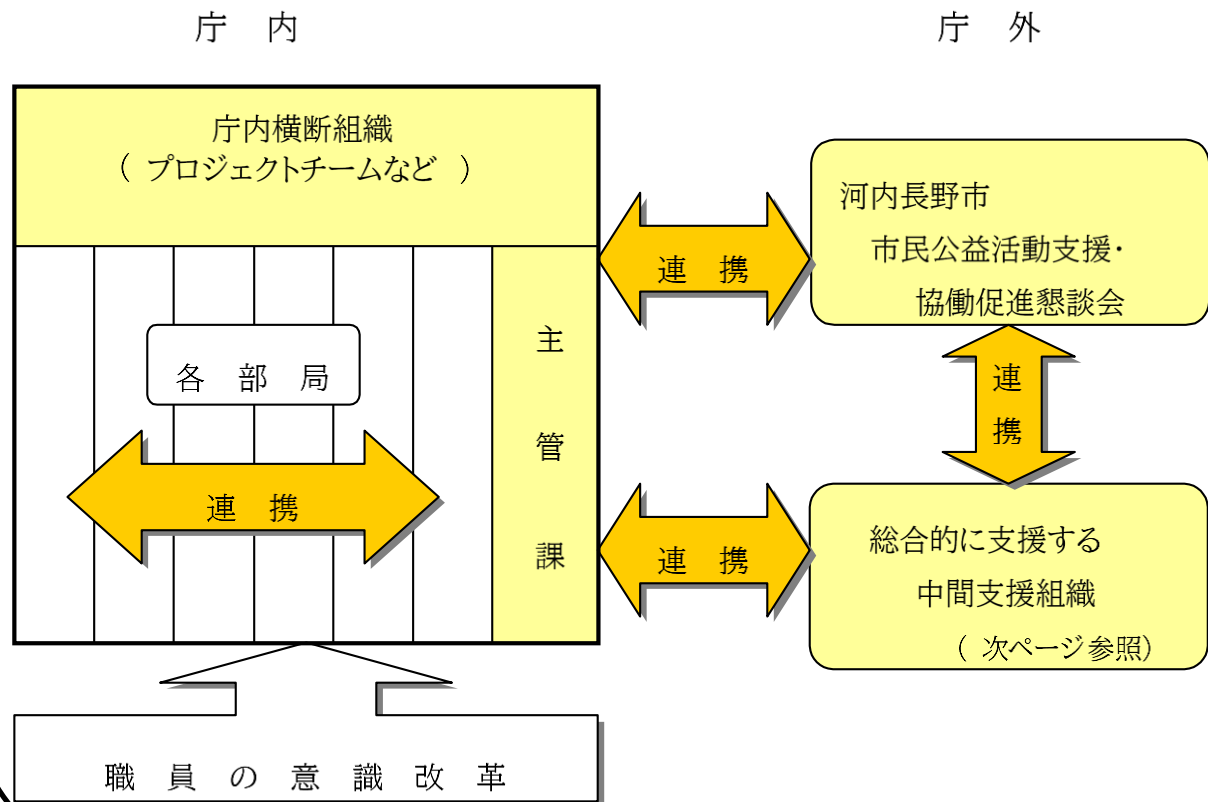
総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は本指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていきます。

また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していきます。

(2) 市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置(庁外組織)

今後、本指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していきます。

※7：推進体制イメージ図



2. 中間支援組織の活用

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

(1) 中間支援組織とは

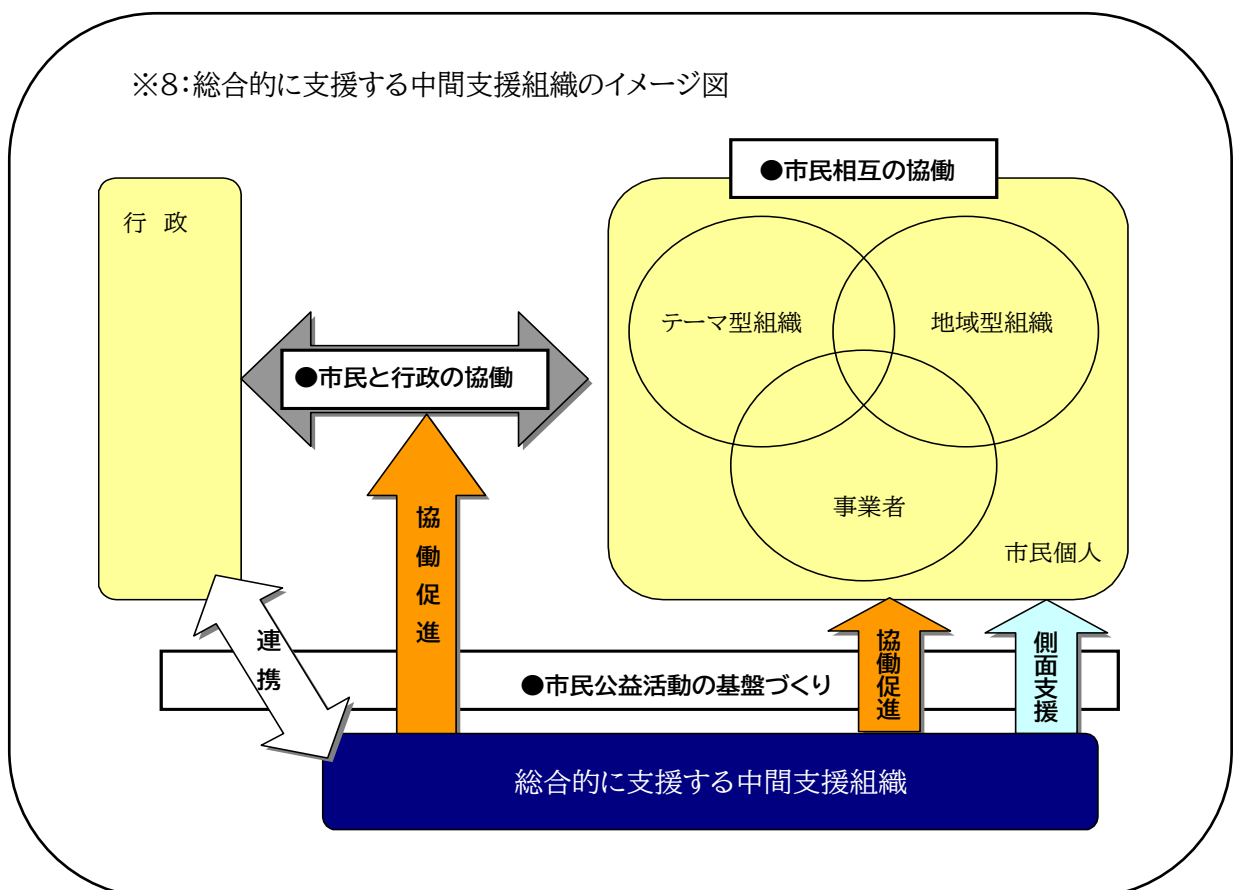
中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

(2) 総合的に支援する中間支援組織

これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。

しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。（※8参照）。

※8:総合的に支援する中間支援組織のイメージ図



市民公益活動を取り巻く環境が激しく変化していることから、情報収集力やネットワーク力を強化しながら、時代潮流の変化に対応した支援を行っていきます。

また、地域の担い手不足が深刻となる中、住民による地域課題の解決に向け、地域まちづくり協議会を中心とした地域協働による取り組みを、中間的な立場で支援することで、それぞれの地域の自立を促していくことが求められます。

さらに、団体や地域の自立に向け、人や資金等を循環できるよう、財務や労務等の事務局機能をはじめとする基幹的な機能についても、適切に支援できる体制を整備していきます。

6 章 モニタリング

1. モニタリング方法

庁外組織（市民公益活動支援・協働促進懇談会）による毎年度施策及び事業について、定量・定性評価を行い、協働が総合的に進んでいるかチェックします。また、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。

2. モニタリング指標

指 標		年 度							
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1	「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合	目標値	26.0	26.0	28.0	30.0	30.0	30.0	30.0
		実績値	13.8						
2	地域のまちづくり活動への参加状況 (年1回以上参加した市民の割合)	目標値	49.0	50.0	50.0	52.0	52.0	52.0	52.0
		実績値	40.7						
3	Instagram のフォロワー数	目標値	－	－	300	400	600	800	1000
		実績値	－	－					
4	「市民同士の連携や市民と行政の協働」に関する市民満足度	目標値	17.0	17.0	19.0	20.0	20.0	20.0	20.0
		実績値	3.8						
5	ボランティア・市民活動センターの新規登録数	目標値	137※	5	5	5	5	5	5
		実績値	109※	8					
6	職員向け協働促進研修参加者満足度	目標値	－	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	－	97.2					
7	まちづくり交流会の参加者満足度	目標値	－	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	－	85.2					
8	自治会加入率	目標値	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
		実績値	65.0	64.4					
9	市が締結する新規包括協定数	目標値	－	1	1	1	1	1	1
		実績値	既協定数14	1					

※令和 4 年度はボランティア・市民公益活動団体の登録数、令和5年度より新規登録数。

施策評価シート

1 施策の基本情報

施 策	市民公益活動の基盤づくり
施策の方向性	「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。 そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められます。
方 策	1、普及啓発・参加促進 2、情報の収集・提供 3、人材の育成・確保 4、資金確保への支援 5、活動拠点の整備 6、ネットワークの促進

2 施策を構成する主な事業の評価（モニタリング指標）

指 標		年 度						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合	目標値	26.0	26.0	28.0	30.0	30.0	30.0	30.0
	実績値	13.8						
	評 価							
地域のまちづくり活動への参加状況 (年1回以上参加した市民の割合)	目標値	49.0	50.0	50.0	52.0	52.0	52.0	52.0
	実績値	40.7						
	評 価							
Instagramのフォロワー数	目標値	-	-	300	400	600	800	1000
	実績値	-	-					
	評 価							

3 一次評価

4 最終評価

評 価	課題
前年度評価（ ）	特記意見
A・・・推進 B・・・一部課題あり C・・・課題あり	

施策評価シート

1 施策の基本情報

施 策	市民と行政の協働促進
施策の方向性	市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。 これを進めていくためには、職員の意識醸成を進め、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう支援制度の見直しや協働促進策を展開していく必要があります。
方 策	1、協働促進のための環境整備 2、職員の意識醸成 3、制度の見直し 4、協働事業の推進

2 施策を構成する主な事業の評価（モニタリング指標）

指 標		年 度						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
「市民同士の連携や市民と行政の協働」に関する市民満足度	目標値	17.0	17.0	19.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	実績値	3.8						
	評 価							
ボランティア・市民活動センターの新規登録数	目標値	137※	5	5	5	5	5	5
	実績値	109※	8					
	評 価							
職員向け研修参加者の満足度	目標値	-	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	実績値	-	97.2					
	評 価							

3 一次評価

4 最終評価

評 価	課題
前年度評価（ ）	特記意見
A・・・推進 B・・・一部課題あり C・・・課題あり	

施策評価シート

1 施策の基本情報

施 策	市民相互の協働促進
施策の方向性	市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があります。そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。
方 策	1、特定のテーマによる協働促進 2、特定の地域による協働促進

2 施策を構成する主な事業の評価（モニタリング指標）

指 標		年 度						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
まちづくり交流会の参加者満足度	目標値	-	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	実績値	-	85.2					
	評 価							
自治会加入率	目標値	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
	実績値	65.0	64.4					
	評 価							
市が締結する新規包括協定数	目標値	-	1	1	1	1	1	1
	実績値	既協定数14	1					
	評 価							

3 一次評価

4 最終評価

評 価	課題
前年度評価（ ）	特記意見
A・・・推進 B・・・一部課題あり C・・・課題あり	

河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会について（概要）

1. 設置目的

めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化している中で、市民個人や行政だけでは対応が難しくなっています。そのためには、市民個人や行政だけではなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。

このことから、本市では、平成18年12月に「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定し、市民公益活動の支援及び協働促進に関する様々な施策を展開しています。本懇談会は、市民公益活動支援や協働促進のあり方について、それぞれの立場から幅広く意見を求めるために設置しています。

2. 懇談会の任期等

任期：2年

開催回数：年3回程度（1回あたり2時間程度）

3. 懇談会の構成メンバー

公募市民：1名

市民公益活動団体の関係者：4名

（福祉関係・市民公益活動支援関係、自治会関係、
地域まちづくり協議会関係、テーマ型組織関係）

市内事業者：1名

学識経験者：2名

合計8名

4. 懇談会の沿革

平成16年	6月	市民公益活動支援・協働促進懇談会設置
平成18年	5月	「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」への市民意見募集 第2期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
	7月	「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」策定、市へ提出
平成18年12月		市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定 以降、指針に基づく施策の検討
平成19年11月		市民公益活動支援センター「るーぷらざ」オープン
平成20年	5月	第3期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
平成22年	5月	第4期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
平成24年	6月	第5期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
平成26年	6月	第6期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
平成28年	6月	第7期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート

平成 30 年 6 月	第 8 期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
令和 2 年 6 月	第 9 期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
	＜第 9 期の主な検討項目＞ ・市民公益活動支援及び協働促進に関する指針の改訂
令和 4 年 6 月	第 10 期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
	＜第 10 期の主な検討項目＞ ・アクションプランの策定
令和 6 年 6 月	第 11 期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート
	＜第 11 期の主な検討項目＞ ・新たな支援制度
令和 8 年 6 月	第 12 期市民公益活動支援・協働促進懇談会スタート

5. その他

■「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」とは

市民公益活動の活性化を図り、様々な協働を促進するための、考え方や方策を示したもの。
令和 4 年 3 月に改訂を行いました。

■指針に基づく施策とは

市民公益活動を活性化し、協働によるまちづくりを進めるには、「市民公益活動の基盤づくり」、
「市民と行政の協働促進」、「市民相互の協働促進」のための仕組みが必要です。

＜主な施策＞

□市民公益活動の基盤づくり

- ・かわちながのボランティア・市民活動センターの運営
- ・市民公益活動支援補助金（一般型）の交付
- ・市民公益活動補償制度 など

□市民と行政の協働促進

- ・協働事業提案制度 など

□市民相互の協働促進

- ・地域まちづくり協議会
- ・地域まちづくり支援補助金の交付
- ・市民公益活動支援補助金（地域まちづくり型）の交付 など

○河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会運営規程

平成 16 年 3 月 8 日

規程第 6 号

改正 平成 25 年 1 月 25 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、河内長野市附属機関設置条例（平成 24 年河内長野市条例第 35 号）第 2 条の規定により設置する河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会（以下「懇談会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 懇談会の委員は、14 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市民公益活動団体の関係者
- (3) 市内事業者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 懇談会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 4 条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、議事運営その他会議の目的が達成できなくなると認められるときは、懇談会の会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 30 日までとする。

附 則（平成 25 年 1 月 25 日規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行する。

河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、予め定める時刻までに、集合してください。
- (2) 傍聴の受付は抽選により行います。ただし、傍聴を希望する方の人数が定員（概ね 10 名）に満たない場合は、先着順に入場するものとします。
- (3) 会議を傍聴する方は、懇談会の会長の許可を得たうえで、係員の指示に従って入室してください。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守る事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

協働の取り組み

～みんなで一緒に創るまちづくり～



河内長野市 成長戦略局
まち創造戦略部 まちづくり推進課
令和7年度（令和8年6月作成）

目 次

1. はじめに	・・・ 2
2. みんなで一緒につくるまち ～ひとづくりから始まるまちづくり～	・・・ 3
＜4つの重点施策＞	
3. 市民公益活動の基盤づくり	・・・ 4
① かわちなかのボランティア・市民活動センター	
② 市民公益活動支援補助金（一般型）	
③ 市民公益活動支援基金（ふれあいるーぷ基金）	
4. 市民と行政の協働促進 協働事業提案制度	・・・ 9
5. 市民相互の協働促進 地域まちづくり協議会	・・・ 11
6. 行政への市民参加の促進	・・・ 15
＜特徴的な取り組み＞	
7. 協働のしくみづくり	・・・ 16
① 地域サポーター	
② 地域まちづくり協議会支援研修	
8. その他の協働のとりくみ	・・・ 17
① NPO法人の設立認証等事務の権限移譲	
② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～	
③ 南花台スマートエイジング・シティ事業	

1. はじめに

本市は、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」において、「協働によるまちづくり」を理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、「自ら考え自ら実行する自律的なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。令和8年4月からの第6次総合計画においても、基本政策の一つに「人のつながりも、大きな安心に。」を掲げており、その理念を引き継いでいます。

平成18年12月には、第4次総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめた「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定しました。（令和4年3月に指針を改訂）

現在は、この指針に基づきながら、市民公益活動をより活性化させていくための「市民公益活動の基盤づくり」、市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるための「市民と行政の協働促進」、市民や自治会、市民公益活動団体などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合うための「市民相互の協働促進」、市民と行政とが情報を共有し、協働によるまちづくりを進めるための「行政への市民参加の促進」を4つの柱として取り組みを進めているところです。

本報告書は、これらの「協働によるまちづくり」の推進状況をまとめたものです。

まちづくり推進課

みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり



2. みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり~

市民（地域・事業者）

行政

支援・協働・参画
協働事業提案制度

地域サポーター

まちづくり推進課
主に全体の調整など
統括的な業務

課
課
課
課
課

連絡調整会議
複数の課の調整が必要な場合など、地域サポーターやまちづくり推進課だけでは解決できない調整事項を協議

一部は研究会委員へ

協働事業推進員
(各課1名)

かわちながのボランティア・市民活動センター

例：NANKAI や河内長野ガス
など、事業者と市の協定

庁内組織
(協働の委員会・研究会)

民(産)

官

学

例：大阪公立大学と
西條酒造の連携

例：関西大学等
と市の協定

大学・短大

高等学校

専門学校

小・中学校

その他専門機関

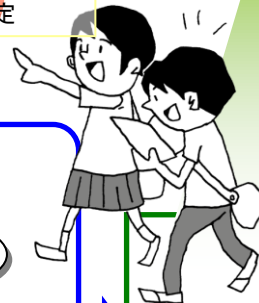
教育機関

人づくり

人づくり

市民大学くろまる塾

地域力UPサポート研修



3. 市民公益活動の基盤づくり

3-① かわちながのボランティア・市民活動センター

かわちながのボランティア・市民活動センターは、令和3年4月5日に前身である市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の機能をイズミヤゆいテラスに移転したものです。

団体やNPO等の市民公益活動の支援を行うセンターとして社会福祉協議会に委託し、市民公益活動に関する情報提供、人材の育成、相談及び助言や、市民公益活動団体同士の協働促進、団体と施設や企業等とのマッチングなど、ソフト事業を中心に充実を図りました。

<センターの概要>

【名称】かわちながのボランティア・市民活動センター

【場所】河内長野市喜多町663-1 イズミヤSC 河内長野4階 イズミヤゆいテラス内

【利用時間】 月～金・第1・3土曜 9:00～17:30

※祝・年末年始はお休み

名称	面積	機能等
事務・作業・相談スペース	26㎡	市民公益活動や協働に関する作業・相談を行うためのスペース
ワークスペース	20㎡	コピーサービス・輪転機・紙折り機などの利用スペース

<センターの役割>

(1) 目的

市民活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進し、公益の増進に寄与するため

(2) 基本的な役割

- ①市民活動の活性化
- ②ネットワークづくりの促進
- ③協働の促進（仲介機関としての役割）

(3) センターの利用対象

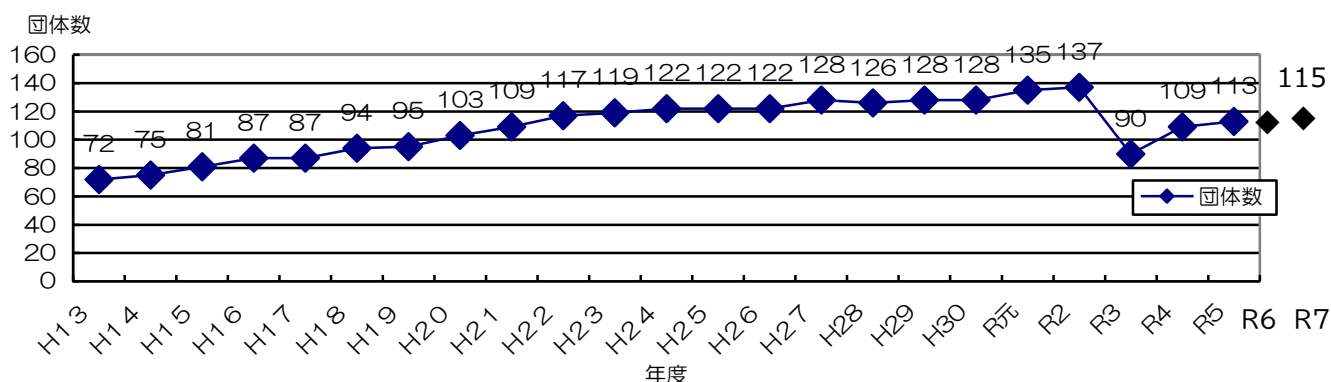
市民活動を行っている、またはこれから行おうとする個人や団体

(4) センターの機能

- ①情報の収集及び提供機能
 - ・市民公益活動を促進するための情報、市民と行政の協働の促進に関する情報、地域のまちづくり活動の充実につながる情報等、様々な情報を収集・提供する機能
- ②人材の育成及び学習機会の提供機能
 - ・個人に向けた市民公益活動への参加促進や、市民公益活動の活性化や市民と行政及び市民相互の協働促進につながる人材を育成する機能
- ③相談、助言及びコーディネート機能
 - ・市民公益活動を実施するうえでの各種課題に対する相談、助言を行う機能
 - ・市民公益活動団体同士や地域型組織、企業、個人など様々な主体をつなぐことにより、より効果的に市民公益活動が展開されるよう支援するコーディネート機能
- ④連携及び交流促進機能

- ・より効果的に市民公益活動が展開されるよう、市民公益活動団体や地域型組織など様々な組織間のネットワークを促進する機能

ボランティア活動団体数（団体紹介冊子「ガイドブック」掲載分）



※令和2年度までは活動を休止している団体も含めて掲載していましたが、令和3年度以降は登録があった団体のみ掲載しています。

～成果と課題～

- ・補助金講座の参加者の増加や、こども食堂などの福祉分野の団体が新たにガイドブックの登録を行うなど、センターを利用する団体の幅が広がりました。また、昨年度に続き、補助金講座受講者から市民公益活動支援補助金の申請者が出るなどの成果がありました。
- ・市民活動センター機能を移転し5年経ちましたが、特に若者層をターゲットにセンターの認知度向上に向けて開設したInstagram等を通じて、利用促進を図ります。
- ・今後も、円滑な運営及び地域支援も含め更なる機能充実を図るため、情報収集を実施しながら団体ニーズに沿った支援体制の確立を目指します。

3-② 市民公益活動支援補助金（一般型）

市内における地域や社会の課題解決や新たな公共サービスの充実を図るための市民公益活動に補助金を交付することにより、市民公益活動の活性化や協働の促進を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする制度です。市民公益活動支援基金（ふれあいのーぶ基金）を財源として、平成 22 年度に導入されました。

<補助の種類>

募集コース		補助率	補助限度
初動支援コース	市民公益活動に取り組んで3年以内の団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）	3／4	10万円
自主事業支援コース	市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）	1／2	30万円

<これまでの交付事業数>

年度	交付事業数	(内訳)		補助金額
		初動支援	自主事業支援	
平成22年度	3	2	1	290,000
平成23年度	4	3	1	446,000
平成24年度	7	4	3	857,000
平成25年度	5	4	1	383,000
平成26年度	4	1	3	499,000
平成27年度	5	1	4	573,000
平成28年度	2	0	2	162,000
平成29年度	4	3	1	329,000
平成30年度	1	0	1	226,000
令和元年度	1	1	0	100,000
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	1	0	1	300,000
令和5年度	4	0	4	708,000
令和6年度	2	0	2	600,000
令和7年度	5	3	2	518,429

＜令和7年度の交付事業＞

団体名	事業名	コース
かわちなが nora	気軽に参加できる農作業によるコミュニティ作り	初動支援コース
シブツリーハウス	病児や障がい児の「きょうだいさん」への寄り添いと周知活動	初動支援コース
レインボーフェスタ！かわちながの実行委員会	レインボーフェスタ！かわちながの	初動支援コース
南河内農業ファンクラブ	地域市民への公益サービス事業	自主事業支援コース
フリースクールゆきレオ&保護猫施設 ゆきレオ保育園	子どもたちと猫の未来をつくる！デジタル学習×エイズ猫のシェルター設立プロジェクト事業	自主事業支援コース

～成果と課題～

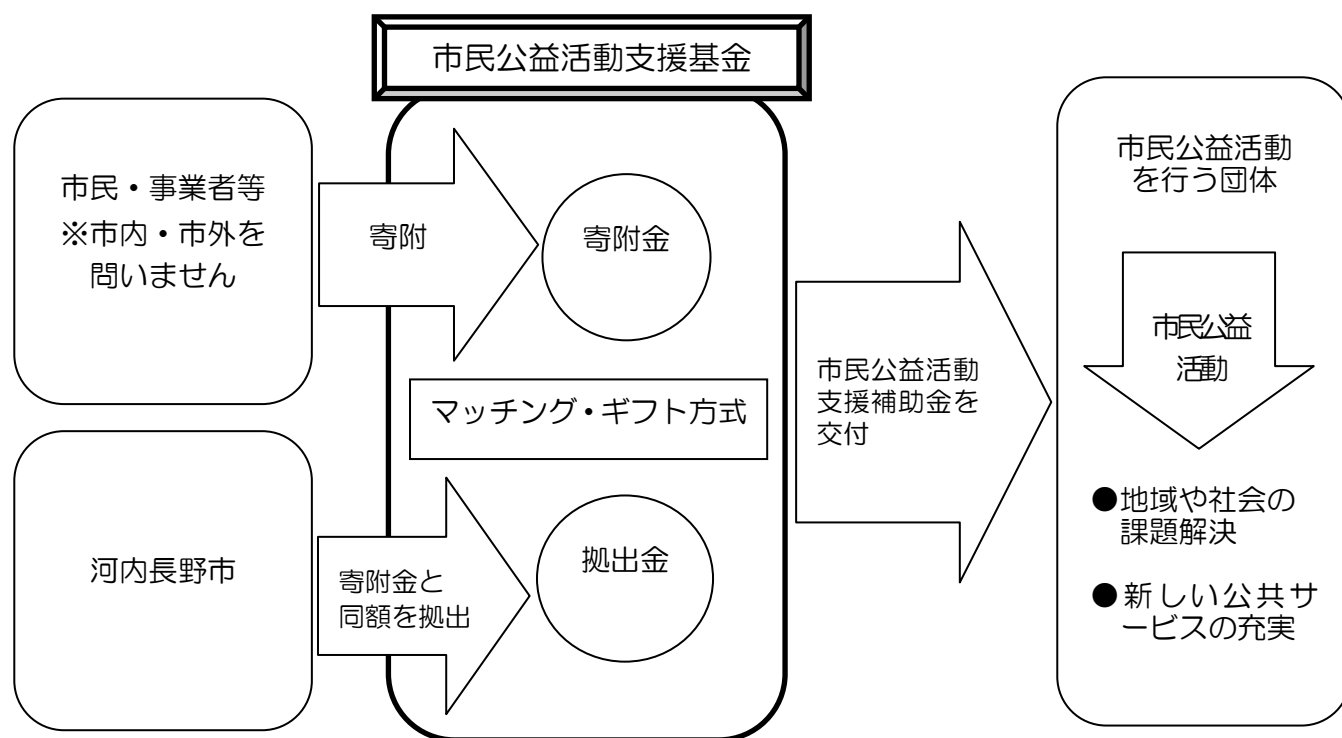
- ・これまで48事業（同一事業含む）・33団体に対し補助金を交付しており、団体の事業の充実が図られ、団体の自立が進むなど、市民公益活動の裾野に広がりが見えています。
 - ・今後については、市民公益活動の更なる活性化を図るため、かわちながのボランティア・市民活動センターとの連携のもと、引き続き周知方法の工夫、団体等への積極的な活用促進などを行い、応募数の増加を目指します。
-

3-③ 市民公益活動支援基金（ふれあいるーぶ基金）

市民公益活動に直接携わることができない人も寄附という形でまちづくりに参加できる制度として、市民、市民公益活動団体、事業者などからの寄附金を基金に積み立て、市民公益活動支援補助金の原資となって市民公益活動を社会全体で支えていくものです。

また、マッチング・ギフト型的方式を採用することで、寄せられた寄附金と同額を市も基金に上乗せして積み立てます。

<制度の概要>



<基金の状況> ※令和8年3月31日現在

内 容	件数（件）	金額（円）	備 考
基金残額	—	13,575,085	
（内訳）前年度繰越	—	11,879,159	
寄附金（積立額）	103	1,527,944	※
マッチング額		1,420,944	
利息		63,316	
補助金 （一般型・地域まちづくり型）	7	△1,316,278	令和7年度の交付確定額

※寄付金額 3,211,000 円から返戻品等の経費分（1,683,056 円）を引いた金額。

4. 市民と行政の協働促進

協働事業提案制度

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくことを目的とする制度です。

<制度の種類>

市民自由提案部門	テーマ設定がなく、市民の自由な発想による事業を提案
市設定テーマ部門	市が提示した概要書に基づき、市民が具体的な事業を提案

※令和 7 年度市設定テーマ

テーマ名称	担当課
① 地域の歴史文化遺産活用支援事業	社会教育第 2 課

<令和 7 年度の結果>

申込はありませんでした。

～成果と課題～

- ・平成 22 年度の制度開始以降、14 年間で 10 事業が成案化、または他の制度により実現しており、協働により取り組むことで、各事業の充実が図られています。
- ・一方で、一定の事業が既に協働により実施されており、また、団体にとって成案化までのハードルが高いことなどから、近年は市設定テーマ及び応募数が減少傾向にあります。
- ・今後については、他市の制度なども参考に、関係部局と調整を図り、協働事業促進の仕組みづくりや方策の検討を進めることで、更なる協働事業の促進を図ります。

【参考：これまでの成案化事業】

- ・ひとで不足農家の支援活動（菜園クラブ・農林課）
- ・花いっぱい街づくりサポート（NPO 法人フルル花の福祉の地域応援ネット・財政課）
- ・美加の台第 10 緑地植樹事業（美加の台自治会連合会他・公園緑地課）
- ・ファーストステップトライアル事業（NPO 法人淡路プラッツ・青少年課）
- ・市民が活躍する岩湧の森の活用事業（NPO 法人トモロス・農林課）
- ・協働による向野緑道のリニューアル事業（アメニティ長野自治会・公園河川課）
- ・サポートブック「はーと」を拡げる活動（ピアはーと・障がい福祉課）

職員向け研修

○協働事業推進員研修

各課における様々な協働事業の推進や全庁的な協働意識の醸成を図るため、協働事業推進員を対象に Web 研修を実施しました。

<内容及び参加者（全1回）>

日時		主な内容	対象人数
①	R8年2月12日 ～3月13日 ※Web 研修	・協働とは（語意・事例など） ・指針・アクションプランについて ・協働推進員とは ・各制度や機能について	45 人

<受講者の声（アンケートより抜粋）>

- ・協働事業の推進や意識など地域等が関わるので難しいとは思いますが、今回の研修は分かりやすく理解しやすかった。
- ・一定の時間や期間が必要になる。協働という手段を活用し、行政の事業や民間の営業利益を増やすことができれば、一番いいことであると思う。

○協働促進研修

若手職員を中心に対象とし、下記を目的として開催しました。

- ・全庁的な協働意識の醸成を図る
- ・交流促進を図り、部署を問わない横のつながりを強化する

<内容及び参加者（全1回）>

日時		主な内容	参加者
①	令和8年 2月4日(水)	・協働に関する事例や制度などの説明 ・ワークショップ形式による意見交換	40 人

<参加者の声（アンケートより抜粋）>

- ・難しい言葉だと思っていたが、意味を知ると身近に感じた。
- ・元々協働に対するイメージを考えたことがなかったが、今回で協働がどんなものか考えることができた。
- ・思ったより難しく考えなくてもいいことが分かった。

5. 市民相互の協働促進

地域まちづくり協議会

「地域まちづくり協議会」は、概ね小学校区を一つの単位とし、自治会・町会をはじめ、地域で活動する各種団体、NPO、事業者、住民など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域の課題解決やまちづくりに取り組んでいく組織です。これまで、全13小学校区のうち、11小学校区で地域まちづくり協議会が設立され、地域の特性に応じた活動を進めており、残る2小学校区についても、地域ぐるみの取り組みに向けた話し合いが進んでいます。

市では、「地域まちづくり協議会」の組織化や地域まちづくり活動の支援など、地域の自主性を尊重した支援を行っています。

- (1) 財政支援 地域まちづくり支援補助金 上限40万円(10/10補助)
市民公益活動支援補助金制度(地域まちづくり型) ※P.13 参照
- (2) 人的支援 地域の主体性を尊重した職員(地域サポーター)の関わり
- (3) その他支援 相談・情報提供、講座の開催など

○地域別計画について

平成28年からの河内長野市第5次総合計画において、地域まちづくり協議会のメンバーを中心に、市民参加のもと検討会議を開催し、地域の将来像や市民が主体的に行う取り組みなどをまとめた地域別計画を策定しました。現在は、地域が主体的に地域別計画に取り組み、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めています。令和2年度には地域別計画の見直しを政策企画課主導で行いました。

○地域まちづくり協議会の状況

- ・長野小学校区まちづくり会議 ～ゆめ・街・ながの～

平成23年7月に設立。情報誌の発行やSNSによる情報発信、ほのぼのフェスタへの出店、防犯グッズの配布、子ども食堂の共催などを実施。



- ・小山田小学校区まちづくり会 ～集い・ふれあい・感動～

平成24年4月に設立。寺ヶ池公園を拠点に、夏休みのラジオ体操、ウォーキング、ふれあいカフェ、地域情報誌の発行、高齢者買い物支援、移動支援、高野山大学体験教育事業などを実施。



- ・川上小学校区地域まちづくり協議会

平成24年6月に設立。ウォーキングイベント、休耕地の活用、防災キャンプ、学校行事への協力、交流サロン「くつろぎ」などを実施。



- ・高向小学校区“ひと・まち・ゆめ”づくり会

平成24年9月に設立。フラワープランター設置、広報誌の発行、校区防災連合会の設置、避難所運営マニュアルの周知事業などを実施。



- ・南花台まちづくり会 ～未来に向けて！咲くや心に南花台～

平成25年10月に設立。夏休みラジオ体操、産官学民で進めるスマートエイジング事業への協力、フラワーロード造り、未就学児と保護者のための「キッズステーション」、ミュージックフェスタなどを実施。



- ・楠小学校区つながる会

平成25年11月に設立。校区防災訓練や防災視察研修の検討、ホームページやフェイスブックを活用した広報活動を実施。自主防災組織・関係機関との連携強化、こどもの居場所「あさち」の運営など安全・安心への取り組みを主要なテーマとして活動中。



- ・石仏小学校区まちづくり会

平成25年12月に設立。HPの更新、見守り活動の体制強化、天見川一斉清掃への協力、学校支援ボランティア増員の取り組み、機関紙「ほっこり」の発行などを実施。



- ・三田市小学校区まちづくり協議会

平成26年9月に設立。高野街道名所への案内看板設置、あいさつ運動、防災行政無線を活用した放課後放送の実施、地域情報誌の発行、歴史学習会、多聞丸（楠木正成）のPR活動、青色防犯パトロール、特殊詐欺防止講演会、「ふれあいまつり」などを実施。



- ・美加の台まちづくり協議会

平成26年11月に設立。コミュニティルーム「さくら」の管理運営や桜の鑑賞会、キロポストの設置、キッズスクール・親子でキッズスクール、さくらウォークなどを実施。



- ・千代田小学校区みんなのまちづくり会

平成26年11月に設立。買い物代行サービス、校区防災避難訓練、自治会アンケートの実施、小学生等への学習支援「ちよだ寺子屋」、地域清掃活動、情報誌「あいあい通り」の発行などを実施。



- ・天見地域まちづくり協議会

平成27年2月に設立。観光マップの作成、マップやアスマイルを活用したウォーキングイベント、天見の未来を考える検討会議の開催、放課後児童教室、サードプレイス事業などを実施。



○市民公益活動支援補助金（地域まちづくり型）

平成28年度より、地域まちづくり協議会が地域別計画等に基づき実施する施設の整備等のハード事業に対し、公開プレゼンテーション及び第三者による審査の上、補助金を交付しています。

平成29年度からは従来のハード事業に加え、新たにソフト面でのまちづくり活動に補助金を交付するコースを設け、地域課題の解決に向けた事業等の支援を行いました。

＜補助の内容＞

募集コース		補助率	限度額
ソフト事業コース	主にソフト面でのまちづくり活動を中心とした事業	10/10	30万円
ハード事業コース	施設等の新設、改修、保全等のハード事業		50万円

＜交付事業数及び交付額＞

年度	交付事業数	(内訳)		補助金額(円)
		ソフト事業	ハード事業	
平成28年度	4		4	1,941,108
平成29年度	5	2	3	2,710,981
平成30年度	1	1	0	300,000
令和元年度	2	2	0	384,954
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	1	0	134,639
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	3	2	1	2,523,952
令和6年度	1	1	0	300,000
令和7年度	2	1	1	797,849

＜令和7年度の交付事業＞

◎ソフト事業コース

団体名	事業名称	概要
三日市小学校区まちづくり協議会	三日市ふれあいまつり	住民がふれあい、親睦及び団体の相互連携を図る。また、各コーナーを設け、世代間交流を促し、地域の活性化を目指す。昨年度の経験をもとに、より協力者を増やすとともに、子供や高齢者にたくさん参加してもらうために、幼児と高齢者のくつろぎ場所を設ける。

◎ハード事業コース

団体名	事業名称	概要
楠小学校区つながる会	あそび場「あさち」を利用した高齢者、子育て世代の居場所づくり	あそび場「あさち」を高齢者や子育て世代が世代を超えて交流できる場とすべく、シンク及び食器棚の環境整備を行う。整備後は、定期的なイベントやワークショップ、サロン等を開催し、地域コミュニティの活性化、世代間交流を促進する。

つながるまちづくり交流会

地域まちづくり協議会、自治会、団体、企業、学校・学生など地域活動に関心のある幅広い方々を対象とし、つながりのキッカケづくりの場として開催しました。

<内容及び参加者（全1回）>

日時		主な内容	参加者
①	令和7年 12月20日(土)	・地域活動の現場から聞こえる声として事例紹介 ・①地域活動のこれから②防災につながる地域活動についての講演 ・ワークショップ形式による意見交換	66人

<連絡会 参加者の声（アンケートより抜粋）>

- ・弱みも強みになることがあると感じた。現状の把握の必要性を強く感じた。「助けて」と言う勇気・雰囲気作りが大切と感じた。
- ・地域活動における防災のありかたが良く分かり、認知のバイアスの存在を理解できた点が良かった。
- ・時代遅れのがちがち地域活動しか思いつかず新しいアイデアを受け入れられない方々が、どの程度柔軟に変わっていただけるかは疑問

○今後の取組の方向性

地域まちづくり協議会は、自治会・町会をはじめ、各種団体などによるネットワークを活かし、活動を進めていますが、一部の校区では自治会・町会から活動への理解・参加が十分に得られていない場合があります。また、今後は地域別計画等に基づき活動の充実を図られるよう、地域の実状に応じた財政支援の構築が求められています。

<体制の充実>

- ・「自治会・町会及び連自治会を基盤とした地域まちづくり協議会」が地域の核として主体的に地域のまちづくりを展開できるよう、将来の条例化も見据えながら、まずは自治会・町会をはじめ、市民への理解促進に努める。

～成果と課題～

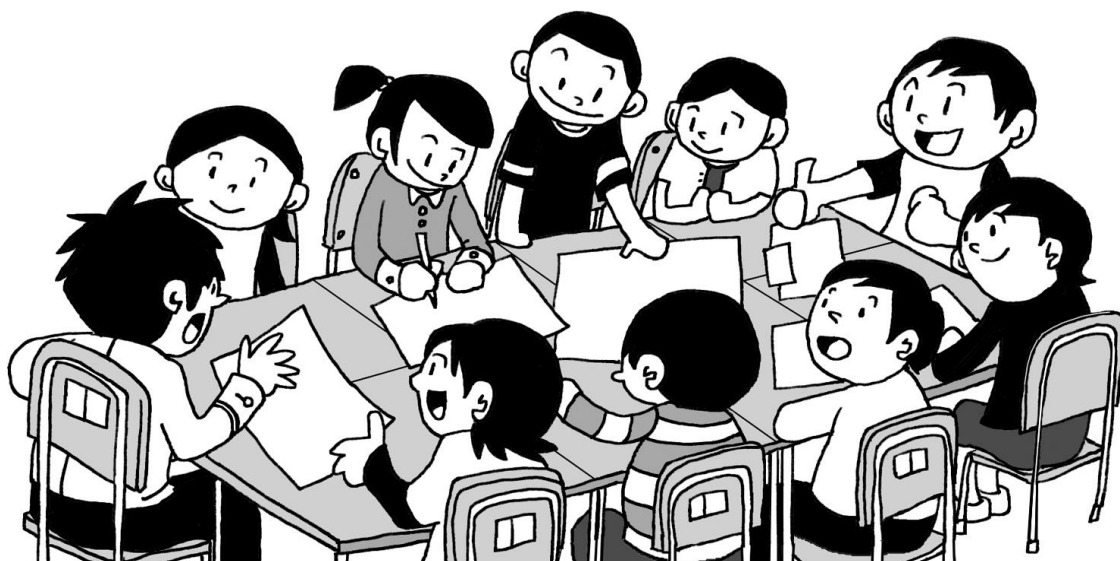
- ・最初の地域まちづくり協議会の設立から10年以上が経過し、「交流」を中心とした事業から一部で「課題解決」に対する取り組みが見られるなど、徐々に活動の内容が充実してきています。
- ・地域別計画の策定や地域まちづくり支援補助金制度の実施などを一つの契機とし、地域における必要な取組の検討など地域の主体的な議論が進んでおり、団体の成熟がみられます。
- ・役員らの世代交代が行われ、現役世代が中心となった地域も出てくるなど、新たな団体の運営方法等を模索しながら進めています。
- ・一方で、大半の地域については、設立から一定の期間が経過したなかで、中心となる役員の担い手の固定化などが課題となっており、新たな担い手の発掘やさらなる体制の充実が課題となっています。
- ・今後、社会福祉協議会と共に地域支援を実施していくなかで、課題解決型のまちづくり協議会の推進に向け、地域支援のあり方を検討する必要があります。
- ・また、既存の担い手だけでなく、企業・団体・大学などとの連携を模索し、事業の運営だけでなく、企画段階からの参画を促すことで、地域活動の活性化を図ります。

6. 行政への市民参加の促進

市の施策に、市民の意見を反映するため、その企画立案から決定までの過程において、市民の意見を聴く手続き等を行った取り組みについて全庁的に調査を行い、行政への市民参加の状況を把握し、「市民参加の実績」として、市ホームページで公開しました。

＜市民参加の実績＞

項 目	内 容	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績
(1)市民ニーズの把握	①市民アンケート ②ヒアリング	9 件 0 件	19 件 1 件
(2)市民意識の反映	①パブリックコメント ③アイデア・提案募集	7 案件 (意見 74 件) 0 案件	3 案件 (意見 70 件) 0 案件
(3)情報の共有・相互理解	①意見交換会 ②ワークショップ	22 回 0 回	16 回 0 回
(4)合意形成	①公募のある審議会等 ③のべ公募委員数	17 審議会等 16 人	18 審議会等 24 人
(5)公開	①公開制度対象の会議開催数 ②のべ傍聴者数	51 回 12 人	49 回 16 人



7. 協働のしくみづくり

7-① 地域サポーター

市民相互の協働による自律性の高いまちづくりを進めるため、職員による効果的な人的支援を行う「地域サポーター制度」を平成 23 年度より運用しています。令和 7 年度は、公募により任命された 3 名の地域サポーターが各小学校区に配置されました。

7-② 地域まちづくり協議会支援研修

平成 23 年度より各小学校区に地域まちづくり協議会が設立され、10 年以上が経過し、協議会活動において収入を得る協議会も出てきている中、今後の協議会活動を発展的に推進するため、地域サポーター等を対象として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスについての知識や法人格取得の手続き等についての研修を実施してきました。

令和 7 年度は入庁年次の浅い職員を対象に、協働研修として実施しました。

～成果と課題～

- ・多様化・高度化する地域課題を解決するため、地域まちづくり協議会では様々な取り組みが進められており、それらの活動を支援する地域サポーターの更なるスキルアップが必須となっています。
 - ・今後も定期的に地域サポーターを対象とした研修を実施し、地域まちづくり協議会の支援の充実を図ります。
-

8. その他の協働のとりくみ

8-① 特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証等事務の権限移譲

平成 22 年 10 月より、大阪府から権限移譲を受け、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立認証等事務を行っています（所管法人数：37 法人（令和 8 年 3 月現在））。

8-② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～

人口減少や少子・高齢化、ライフスタイルの変化などにより、市民ニーズが多様化するなか、効果的な地域課題の解決を図り、魅力ある地域づくりを進めるためには、市民や行政だけでなく、事業者や教育機関など、多様な担い手がそれぞれ役割を果たしながら、連携・協力し、まちづくりを進めていく必要があります。そこで、地域の事業者や、先進的・創造的な教育・研究活動に取り組む大学などとの連携の強化を図り、住民福祉の向上や、産業活動の活性化等、まちの活性化を目指しています。

これまで関西大学や大阪大谷大学と連携協力に関する協定を締結し、幅広い分野での連携を進めています。また、災害時の相互協力や一人暮らし等の見守り活動に関する協定など、市内の事業者等と協定の締結を進め、多様な担い手によりまちづくりを支える仕組みづくりを進めています。

令和 3 年 4 月には、河内長野市では、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と連携し、イズミヤ SC 河内長野 4 階に地域まちづくり支援拠点として「イズミヤゆいテラス」をオープンしました。

また、少子高齢化が進む美加の台地域でも令和 7 年度より産官学民によるまちづくりを開始し、株式会社関西フードマーケットご協力のもと、コミュニティ拠点としてデイリーカーナート美加の台空きテナントに「美加の台カーナートテラス」を設置しました。行政機関、事業者、教育機関など多様な担い手が連携し、ソフト事業や運営に関する協議を行い、多様な地域活動の継続を目指します。



関西大学・コノミヤとの「丘の生活拠点」形成に向けたまちづくり連携についての協定
(平成 30 年 1 2 月)

～成果と課題～

- ・新たな協働の仕組みづくりや産官学民の連携については、「公民連携課」を新たに設置し、多様な連携事業を展開しています。
- ・新たにコミュニティ活性化の拠点「美加の台カーナートテラス」を設置しました。「イズミヤゆいテラス」も含め、さらなる認知度向上が課題となっているため、事業者や社会福祉協議会、大学等と連携したイベントの開催や、口コミ、ホームページ等を通じた周知に努めていきます。

8-③ 河内長野市スマートエイジング・シティ事業（旧担当：政策企画課、現担当：まちづくり推進課）

南花台地域は、大阪府が進める「スマートエイジング・シティ」のモデル地域に位置付けられ、今、住んでいる人が住みなれた場所で、安心して快適に住み続けられるまちを目指しながら、まちの活力を維持し、新たな住民も、民間投資も呼び寄せる多世代循環型のまちづくりをモデル的に展開しています。今後、急激に高齢化が進む開発団地のこれからを考え、美加の台地域など市内他地域においても、まちづくりに必要な仕組みの研究を、地域住民をはじめ、公・民・学の連携により進めており、地域住民が主体となり、様々な事業が動き出しています。

○買い物応援・生活応援プロジェクト

高齢の方や子育て世代など買物に不便を感じている方を対象に、住民の有志が多少の謝礼により、買物した商品を自宅までお届けする支え合いの取り組みを実施しています。また、平成30年5月から、庭の草引き等の生活支援に範囲を広げてサービスを提供しています。

さらに、令和2年度には買い物代行（買い物応援＝買い物に同行、買い物代行＝買い物リストに基づき買物を代行し、家までお届け）にも取り組み始めました。

<取り組み実績>

- 1 買い物応援 134件（H29/14、H30/56、R1/44、R2/4、R3/2、R4/2、R5/2、R6/10、**R7/0**）
- 2 生活応援 1,588件（R1/33、R2/96、R3/202、R4/343、R5/307、R6/272、**R7/335**）
- 3 買い物代行 48件（R2/0、R3/19、R4/14、R5/5、R6/0、**R7/10**）

<利用料金>

- 1 300円/回 ※買物かご2ケースまで
- 2 1時間 800円/1名
- 3 800円/1回

<利用の流れ>

1 買い物応援

コノミヤ南花台店で買物⇒利用券を購入し、待機しているスタッフに渡す⇒スタッフが台車などに荷物を乗せ、玄関先までお届け（原則として一緒に歩いて帰る）

2 生活応援・買い物代行

利用の申し出（事務局の携帯に電話）⇒コーディネーター訪問（依頼内容の確認）⇒作業内容の打ち合わせ（作業時間と費用の見積もり）⇒生活応援スタッフによる作業



○コノテラカフェ（生活応援「通いの場事業」）

令和5年5月から毎月4回、南花台のまちづくりコミュニティ活動拠点であるコノミヤテラスを使って、コーヒーを振る舞い、気軽にしゃべりできる場としてコノテラカフェを開催した。運営は、コノミヤテラスに常駐している現地コーディネーターだけでなく、上記の生活応援お互いさんからも数名関わっており、持続的な運営体制となっている。毎回20人前後の地域住民が参加し、南花台地域だけでなく、周辺地域の住民も参加し、交流を深めた。

<取り組み実績>

59回開催
延べ 1,139人 参加



○子育てサロン

子育てに係る既存活動の充実支援、子育て世代のニーズ把握とネットワーク構築、子育てしやすい環境づくりにより、若い世代の転入促進を目的とし、地域有志メンバーによる「ふれあいテラス」および、南花台福祉委員会による「にこにこサロン」、三丁目福祉委員会による「みんな集まれ」を開催した。

今年度は、こども夏まつり、クリスマス会といった季節のイベントや、リユースの会を実施した。

【実績】

開催回数 : 103回 (R6年度 101回)
 延べ参加人数 : 1,109人 (R6年度 1,133人)



○南花台モビリティ「クルクル」移動支援

地域のボランティア主体による移動支援の運行を令和元年より行っています。株式会社コノミヤの協力や社会福祉協議会のサポートを受けながら、買い物や通院などの外出が困難な地域住民の移動手段として機能しています。

（オンデマンド運行）

運行日時 月・木曜日 9時30分～15時30分
 運賃 100円/回

＜利用実績＞

令和5年度 延べ2,067人
 令和6年度 延べ2,827人
 令和7年度 延べ3,129人

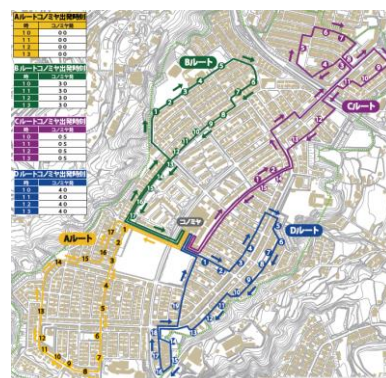


（定時定路線運行）

運行日時 土曜日 9時30分～14時00分
 運賃 無料 (R7.12より有償化100円/回)
 運行経路 右図のとおり

＜利用実績＞

令和5年度 延べ 960人
 令和6年度 延べ1,052人
 令和7年度 延べ 832人



かわちながのボランティア・市民活動支援推進事業業務報告書(令和8年3月31日現在)

1. 情報の収集・提供に関する事業

事業名称	日程	内容
ホームページの管理運営	4～3月	社会福祉協議会内のホームページに市民活動センターのタブを設置し、市民活動センター情報を閲覧できるようにした。講習会などの催しの案内を掲載している。 また、かわちながのボランティア・市民活動センター公式Instagramを開設し、登録者に対してボランティア・市民活動登録団体の紹介や奥河内ラジオの出演状況、イベント案内を発信した。
助成金・顕彰金情報の公開	4月	市民活動センターのミーティングルームに、助成金・顕彰金情報を掲示し、申請に必要な資料を常時設置し、住民が閲覧できるよう公開した。
かわちながのボランティア・市民活動センター登録団体ガイドブック	5月～11月	かわちながのボランティア・市民活動センター登録団体(117団体)、新規登録団体の申込・団体情報のヒアリングを行った。ガイドブック簡易版を令和8年4月発行に向けて作成した。
イベント情報の発信	7月、10月、1月	社協だよりの広報をベースに市民活動センターの紹介、つながりフェスタの案内を発信予定。
他市町村施設の調査・研究	10月、2月	阪南市市民活動センター夢プラザ(3名)がかわちながのボランティア・市民活動センターに来所。Instagramを用いた情報発信について意見交換を行った。 茨木市文化子育て複合施設おにクル見学(4名)。施設運営や市民活動団体との連携について学んだ。

2. 学習機会の提供に関する事業

事業名称(内容)	講師	参加人数	開催日・場所
令和7年度ボランティア体験プログラム 子どもから大人まで、誰もがボランティア活動を体験し、「ともに生きる」豊かな心を学び、ともに活動する喜びを共感できるプログラムを作成し、ボランティアを始めるきっかけ作りを目的とした。	26団体	203名	令和7年8月1日～31日 イズミヤゆいテラス 公民館 キックスなど

次世代によるぼうさいキャンプ2025 若者世代の防災意識の向上とともに地域とのつながりを考えるきっかけをつくることを目的とする。また、近隣の大学生と企画・運営を行うことで、市民公益活動の協働促進を担う人材育成の発掘を行う。	竹 順哉氏	21名	令和7年9月27日（土）16:00～9月28日（日）10:00 イズミヤゆいテラス（全体）
要約筆記ボランティア講習会（グループ運営講座） 要約筆記は聴覚障がい者に話の内容を伝える手段の1つとして文章や話の内容を要約して書き記すことである。聴覚障がい者の方と一緒に筆談・ノートテイクなど、わかりやすい要約の方法を学ぶ講習会を実施する。	要約筆記サークル「葉月」	11名	令和7年10月18日（土）、11月1日（土）、15日（土） 13:30～15:00 社協会議室
傾聴ボランティア養成講座（グループ運営講座） 近年、独居高齢者の増加や高齢者のみの世帯の増加により傾聴ボランティアのニーズが高まっている。話し方・聞き方についてロールプレイで実践し、傾聴についてを学ぶとともに新たな活動者の発掘を行う。	金剛こころの健康研究所 中尾 みどり氏	46名	令和7年11月28日（金）、12月5日（金）、 13:30～15:30 社協会議室
助成金講習会（ステップアップ講座） 補助金（助成金）の申請方法や活用について、市民公益活動のなかでどんなことに使えるかという初歩の部分から、申請書の書き方や活動のアピールポイントを学ぶ講座を実施する。	NPO 組織基盤強化コンサルタント office musubime 代表 河合 将生氏	15名	令和8年2月7日（土）、 13:30～15:00 イズミヤゆいテラス大 多目的スペース

3. 相談・コーディネートに関する事業

事業名称	内 容	令和7年度
相談・コーディネート機能 相談実件数：40件	活動希望などボランティアに関する相談	7
	ボランティアの紹介	23
	登録団体に関する相談	18
	NPO法人の設立準備事務に関する相談	0

出前ボランティア一覧	出張系のボランティア分野を分類し紹介する一覧表によりコーディネートの円滑化と活動推進を図る。	継続事業
------------	--	------

4. 交流促進に関する事業

事業名称	内 容	参加人数	開催日・場所
団体交流会（意見交換会）	各団体の情報交換および昨年度のイベント内容の振り返りと今後の展開を共有。	29団体 38名	令和7年5月14日（水） 14：00～15：30 イズミヤゆいテラス大多目的スペース
つながりフェスタ実行委員会	つながりフェスタの開催に向けた企画会議（代表者会議と部門別会議の開催） 計16回開催	延べ 213団体 256名	令和7年6月27日（金）、7月31日（木）、8月9日（土）、27日（水）、9月20日（土）、30日（火）、10月15日（水）、25日（土）、11月29日（土）、令和8年1月9日（金）、31日（土）、2月14日（土）、3月18日（火） イズミヤゆいテラス他
つながりフェスタ～出会いが生まれ、広がる笑顔～	ステージ披露及び、パネル展示、ワークショップ、バザー模擬店の開催	48団体 518名	令和8年2月28日（土） 10：00～15：30 キックス
他市・広域連携事業 南河内のつどい	連携会議で協議した結果、今年度は実施なし。		

5. 地域支援に関する事業

市内11小学校区のまちづくり協議会の定例会議等に地域パートナーが参加し、地区（校区）福祉委員会などの同じ小学校区内にある組織の情報提供などを行った。また事業運営の相談に対応するとともに、必要に応じて軽トラックなどの貸し出しを行った。

小学校区ごとにワークショップを開催し、地域福祉計画、地域福祉活動計画の地域別計画の進捗状況を確認するとともに、地域課題の発見、共有や地域の各団体同士が連携のきっかけとなるような場づくりを行った。

6. 市が実施する事業

河内長野市が主催する事業に積極的に参加、協力を行った。（詳細については、前述の“2. 学習機会の提供に関する事業”または“4. 交流促進に関する事業”を参照）

7. センター管理運営及び事務局の事業

事業名称	内 容	利用件数
ワークスペース利用について（ワークスペースの利用、ミーティングルームの利用）	4月～9月	304 土曜日利用：11
	10月～3月	282 土曜日利用：13
活動報告書の作成	年間の活動を活動報告書にまとめる	継続事業